

第四十回国会
衆議院
商工委員會議録
第二十三号

昭和三十七年三月二十八日(水曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長 早稲田 柳右三郎君

理事岡本 茂君 理事白濱 仁吉君

理事中村 幸八君 理事長谷川四郎君

理事板川 正吾君 理事田中 武夫君

理事松平 忠久君

小沢 辰男君 佐々木秀世君

齋藤 憲三君 始関 伊平君

首藤 新八君 田中 榮一君

田中 龍夫君 中垣 國男君

中川 俊思君 林 博君

原田 憲君 南 好雄君

村上 勇君 岡田 利春君

北山 愛郎君 久保田 豊君

小林 ちづ君 多賀谷眞裕君

中嶋 英夫君 中村 重光君

西村 力弥君 山口シツエ君

玉置 一徳君

出席國務大臣

通商産業大臣 佐藤 榮作君

出席政府委員

公正取引委員会 佐藤 基君

委員長 佐藤 基君

北海道開發政務 田中 正巳君

次官 菅 太郎君

經濟企画政務次 菅 太郎君

大藏事務官 宮川新一郎君

(理財局長)

通商産業事務官 塚本 敏夫君

(大臣官房長)

通商産業事務官 島田 喜仁君

(重工業局長)

通商産業事務官 川出 千速君

(鉱山局長)

委員外の出席者

議員 相川 勝六君

議員 寺島隆太郎君

議員 松澤 雄藏君

議員 石田 有全君

議員 西村 力弥君

議員 鈴木 義男君

議員 熊本 政晴君

北海道開發事務 次官 和田 周作君

外務事務官 (經濟局外務参事官) 江上 龍彦君

通商産業事務官 (企業局参事官) 古沢 長衛君

通商産業事務官 (重工業局車阿課長) 越田 清七君

專門員

三月二十八日

委員伊藤卯四郎君辞任につき、その補欠として玉置一徳が議長の名で委員に選任された。

同日

委員玉置一徳君辞任につき、その補欠として伊藤卯四郎君が議長の名で委員に選任された。

同日

理事松平忠久君同月二十七日委員辞任につき、その補欠として松平忠久君が理事に当選した。

三月二十七日

豪雪地帯対策特別措置法案(寺島隆太郎君外四名提出、衆法第二十九号)は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

理事の互選

小委員会における参考人出頭要求に関する件

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二五号)

自転車競技法等を廃止する法律案(田中武夫君外十一名提出、衆法第一七号)

競輪等の廃止に伴う特別措置に関する法律案(田中武夫君外十一名提出、衆法第一八号)

石油業法案(内閣提出第一二二二号)

国土調査促進特別措置法案(相川勝六君外二名提出、衆法第二七号)

豪雪地帯対策特別措置法案(寺島隆太郎君外四名提出、衆法第二十九号)

○早稲田委員長 次、金属鉱山に関する小委員会の審査のための参考人の出頭要求に関する件についてお諮りをいたします。

同小委員会における金属鉱山に関する問題についての審査の必要上、参考人より意見を聴取する必要がある、小委員会からの要求がありました場合には、参考人の出頭を求め、意見を聴取することにいたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

○早稲田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○早稲田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○早稲田委員長 小委員の辞任の許可及び補欠選任の件についてお諮りいたします。

金属鉱山小委員会の小委員に欠員を生じた場合の補欠選任に關しましては、委員長の指名に御一任願っていますのでありますが、その辞任の許可につきましても委員長に御一任願っておきたいと存じますが、御異議ありませんか。

○早稲田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○早稲田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○早稲田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○早稲田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○早稲田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○早稲田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○早稲田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○早稲田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○早稲田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○早稲田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○早稲田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○早稲田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○早稲田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○早稲田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○早稲田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○早稲田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○早稲田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○早稲田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○早稲田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○早稲田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○早稲田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

係上、一括して議論を進めて参ることにいたします。

そこで、第一に問題となりますのは、この改正案提出の基礎となりますた公営競技調査会の答申そのものに、私どもは何としても大きな疑問を持つものでございまして、競馬に比べ一段と弊害の大きい競輪等と一緒にして結論を急ぎ、世論に逆行する判断を下されたこと、しかもその論法が、売春防止法制定の際の赤線存続論者と全く同一であることは、調査会の権威のためにもまことに遺憾と存ずるものでございします。

その上、第二に問題となりますのは、今度の改正案が、この答申を隠れみのとして、公営ギャンブルの温存をはかることを目的としていることであります。

今その根拠を一、二あげますと、競輪等の収益を従来の地方財政、機械工業の振興のほか、新しく体育事業等にも使用できることを規定して、競輪等存続のための一つの言いわけにしていること、また競輪場の移転、相統、譲渡などを明文化することによって、たとい制限を加えるにしても、その既得権を擁護することに役立ち、あるいは先日の中嶋先生の御指摘でも明らかになような、期限をつけないことで恒久化をはかることなどの諸点であります。しかしながら、両法が制定された当初のいきさつ及び審議中の経過から見まして、これらは限時的な性格を持った臨時処置であつたことは明らかでございます。このたびの改正案は立法当初の精神に反するものであると申さねばなりません。

第三の問題は、立案に当たられた政

府側の関係者に競輪等に関する実情認識が乏しいということであります。先

日米の当委員会におきます審議で明らかにされましたように、競輪場等へ一回も出入りしなくして答弁に当たつておられるようでは、まさに机上の空文ならざる空法でございまして、従つて、たとえば不正レースの防止対策として、わづかに選手関係で若干の進歩が見られるだけであり、それも競技関係者の雇用、労働その他の関係を近代化するにはほど遠く、また日本自転車振興会、自転車競技会等の監督、監視が明確な規定を欠くばかりではなく、逆に官僚統制的なおそれを強め、あるいは競輪場等の改廃の規定がないなど、健全化対策は現実から遊離していると言つても過言ではございません。官憲の嚴重な警戒のもとに現出されるあの異様な雰囲気と大衆娯楽と判断してはばからないところに家庭悲劇や社会犯罪の温床があるのであります。この点改正案はほとんど改正の実を示していないと申せましょう。試みに競輪等の存続を主張する方々にお伺いします。あなた方はこの改正案を見て、はたしてあなたのむすこや知人に、競輪等は健全だからとお勧めになることができるでしょうか。さらにこの改正案からは利権や汚職の発生が十分予見されるのであります。私どもはこのような不備、不満、不正の法律を認めることは断じてできないのでございます。

最後に、政府は一方で道徳教育を強調しながら、他方で公営ギャンブルを温存しようとするその政治の矛盾が問題であります。私ども国民は一体このような政治のあり方に信頼がおけるで

ありましようか。青少年の非行、不良化がやまないのも、このような社会悪の存在を許す政治の不信にその一因があると申して過言ではございません。

さらに成長経済のもとで地方財政の財源や機械工業の振興費、体育等の事業費などにいくちのテラ銭を充てねばならぬ理由がどこにありましようか。これこそまさに政治の貧困を示す最もよき例でございまして、公営ギャンブルの存在する限り、政治の不信と政治の貧困は永久になくならないのであります。

以上のような諸理由からして、私どもは、政府の両改正案、いやむしろ改悪案に対してどうしても反対せざるを得ないのでございします。そうしてそれはとりもなおさず社会党から提出いたしました自転車競技法等を廃止する法律案の賛成理由に通ずるものでございまして、しかも廃止に伴う公営競技関係者や地方財政等への影響を考慮いたしまして一カ年の猶予をおき、その間特別の措置を講ずることは、現実的に最も妥当な処理方法であると確信するものでございします。

以上のような見地からして、何とぞ満場の皆様の御賛意をいただきますよう特別にお願い申し上げます。日本社会党を代表します私の討論を終わることにいたします。(拍手)

○早稲田委員長 玉置一徳君。

○玉置委員 私は政府提案にかかる自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案並びに社会党提案にかかる同じく二本の訂正案に対し反対の意思表示をいたしたいと思ひます。

政府はいわゆる競輪、オート・レース各法に關して今国会に改正案を提出されたのであります。政府案の共通点は、一つは事業実施の目的として新たに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興を加えた点でありまして、二つ目はそれぞれの事業の実施事務機関として競技会、たとえば自転車競技会等を設置しまして、従来の振興会制度よりも国の監督をきびしくした点でございします。

わが党は右の政府改正趣旨に對しまして、次の理由により反對するものであります。政府案には射幸性が強く、社会的弊害の著しい三事業の存続につきましまして何らの反省もなく、この法を改正することによつてむしろ各事業の存続と振興をはからんとするものであります。これらの廃止を望む健全な国民の世論に逆行していると思ひます。

二つ目は、最近におけるわが国経済の発展にかんがみまして、地方自治体の事業収入確保や機械工業合理化促進、体育事業等の公益増進のための資金供与のためにあえて三事業にその財源を求めなければならぬ理由は、今や全く根拠を失つてゐると思ひます。

しかるに政府が依然として三事業収入を地方財政及び公益事業の財源に充て、このような態度をむしろ強化しようとしているのは、行政指導として怠慢のいわざるを得ないと思ひます。

そこで政府改正案に對して、私どもはこれに反對いたしまして、次のように修正したいと思ひわけでありまして、三事業は昭和四十年三月三十一日をもつて廃止する旨をそれぞれの法に明記すること。右の廃止期日までに事業

施行を廃止する地方自治体に対しては、それぞれの財政事情に應じまして、地方債起債の増額、地方特別交付税等の措置をとるものとする。三番目は、三事業の振興会または競技会及びそれらの連合会は業務として新たに従業員の転職あっせんを加へること。四番目に国及び地方自治体は三事業関係の離職者の離職手当、再就職、生業資金確保等に関しまして振興会を監督し、かつその業務を助成することであります。

この趣旨は社会党二案に非常によく似通つておるのであります。若千違ふところがございますので、遺憾ながら政府提案並びに社会党提案に對しまして反對の意思を表明したいと思ひます。

○早稲田委員長 玉置さんにお尋ねいたしますが、今の修正とおっしゃいましたのは、修正案じゃないのですか。

○玉置委員 そうです。

○早稲田委員長 以上で討論は終局いたしました。

これより三法案を順次採決いたします。まず田中武夫君外十一名提出の自転車競技法等を廃止する法律案及び競輪等の廃止に伴う特別措置に関する法律案の二法案を一括して採決いたします。

○賛成者起立
○早稲田委員長 起立少数。よつて、両法案はいずれも否決いたしました。次に、内閣提出の自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案を採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○早稲田委員長 起立多数。よって、本案は原案の通り可決されました。お諮りいたします。ただいま議決いたしました三法案に関する委員会の報告書の作成につきましては、いずれも委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○早稲田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稲田委員長 次に、一昨二十六日本委員会に付託になりました相川勝六君外二名提出、国土調査促進特別措置法案を議題として、まず提案者の提案理由の説明を求めます。相川勝六君。

○早稲田委員長 次に、一昨二十六日本委員会に付託になりました相川勝六君外二名提出、国土調査促進特別措置法案を議題として、まず提案者の提案理由の説明を求めます。相川勝六君。

国土調査促進特別措置法案

国土調査促進特別措置法

（目的）

第一条 この法律は、国土の開発及びその利用の高度化に資するため、国土調査事業の緊急かつ計画的な実施の促進を図り、もつて国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律で「国土調査事業」とは、次の各号に掲げる調査の事業をいう。

- 一 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第二条第二項に規定する地籍調査の基礎となるために必要な基準点の測量及び土地分類調査の基礎の設定のため

めの調査に係る基本調査で、国の機関が行なうもの

二 国土調査法第二条第三項に規定する土地分類調査又は同条第五項に規定する地籍調査で、地方公共団体又は土地改良区が行なうもの

（国土調査事業十箇年計画）

第三条 内閣総理大臣は、国土総合開発審議会の意見をきいて、国土の総合的な開発、低開発地域における工業の開発又は農地の有効利用若しくは開発その他土地の利用の高度化に資するため緊急に国土調査事業を実施する必要があると認める地域について、昭和三十八年度以降の十箇年間に実施すべき国土調査事業に関する計画（以下「国土調査事業十箇年計画」という。）の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

2 国土調査事業十箇年計画には、前条第二号に規定する土地分類調査については、国土調査事業十箇年計画に基づいて実施する同条第一号に規定する基本調査又は同条第二号に規定する地籍調査と相まつて特に緊急に実施することを必要とするものに限り、定めるものとする。

3 国土調査事業十箇年計画には、政令で定めるところにより、十箇年間に実施すべき国土調査事業の量を定めなければならない。

4 内閣総理大臣は、第一項の規定により国土調査事業十箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協

議するとともに、関係都道府県の意見をきかなければならない。

5 内閣総理大臣は、国土調査事業十箇年計画について第一項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、これを公示するとともに、関係都道府県に通知しなければならない。

6 前五項の規定は、国土調査事業十箇年計画を変更しようとする場合について準用する。

（国土調査法の適用）

第四条 国土調査事業十箇年計画に基づいて実施する国土調査事業については、この法律に定めるものを除くほか、国土調査法の規定の適用があるものとする。この場合において、国土調査事業十箇年計画に基づいて実施する第二条第二号に規定する地籍調査に関しては、同法第六条の三第一項中「前条第一項」とあるのは「国土調査促進特別措置法（昭和三十一年法律第三号）第三号第五項」と、「特定計画」とあるのは「国土調査事業十箇年計画」と読み替えて、同条の規定及び同条に係る国土調査法の規定を適用する。

第五条 政府は、国土調査事業十箇年計画を実施するため必要な措置を講ずるものとする。

附 則

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
2 国土調査法第六号の二の規定は、

昭和三十一年四月一日以後この法律の存続する間、適用しない。

3 昭和三十一年四月一日前に国土調査法第六号の二の規定に基づき作成された特定計画は、同年三月三十一日限り廃止されたものとすし、当該特定計画に係る同法第二条第五項に規定する地籍調査については、同法第六条の三、第六号の四及び第九号の二の規定並びにこれらの規定に係る同法の規定は、同年四月一日以後は、適用しない。

（総理府設置法の一部改正）
4 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百七十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表国土総合開発審議会の項中「及び国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）」を、「国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）及び国土調査促進特別措置法（昭和三十一年法律第三号）」に改める。

（経済企画庁設置法の一部改正）
5 経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二十号ロを次のように改める。
ロ 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）及び国土調査促進特別措置法（昭和三十一年法律第三号）
（国土総合開発法の一部改正）
6 国土総合開発法（昭和二十五年法律第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

二十六号法律第八十号）を、「国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）及び国土調査促進特別措置法（昭和三十一年法律第三号）」に改める。

（地方財政法の一部改正）
7 地方財政法（昭和二十三年法律第九号）の一部を次のように改正する。

第十号第二十三号の二中「特定計画」の下に「又は国土調査事業十箇年計画」を加える。

理 由

国土の開発及びその利用の高度化に資するため、国土調査事業十箇年計画を策定し、国土調査事業の緊急かつ計画的な実施の促進を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○相川議員 わが国経済の伸長発展と民生の安定向上をはかることは国策の基調をなすものでありまして、これがためにはまず、国土の実態を的確に把握し、これが開発保全と効率的利用に資することが前提的要請であるといわねばなりません。

政府はここにいかんがみまして、昭和二十五年本院の決議にこたえ、去る同二十六年国土調査法を制定し、本事業の本格的実施推進をはかることとしたのであります。さらにまた、特に本事業の基本となる地籍調査の促進につきましては、昭和

三十二年、同法の一部を改正いたしました。特定計画の確立並びに事業実施に伴う国庫補助率の引き上げを行なう等の措置を講じたのでありますが、次いで昭和三十四年、本院においてあらためて国土調査推進に関する決議を上程し、満場一致これを可決いたしました。

しかるに、ひるがえっておもんみるに、本事業は調査法制定以来今日すでに十歳をけみするにもかかわらず、業績遅々として進まず、なかならず、最も緊急を要する特定計画に基づく事業においてすら、五カ年間にわたってわずかに計画量の一割にすぎない実情でありまして、かくのごとくにして遂行せんか、本事業の完成はまさしく百年河清を待つのはかなく、晩近のわが国経済諸情勢の急激な進展に比し牛歩遅々たる著しい立ちおくれを余儀なくいたしているものであります。

特に、さきには農業基本法、低開発地域工業開発促進法、さらにまた、目下本院において審議中の新産業都市建設促進法等一連の経済立地の制定に伴い、農業構造の改善、適地適産による産業立地の適正化等緊急の課題に即応いたしまして、土地の質的実態を科学的、かつ総合的に把握する土地分類調査の必要性がますます重きを加えて参りましたにもかかわらず、この種の分類調査が、いまだに机上の試験的段階にとどまり、調査法に基づく準則規程すらなおいまだ成案を得ざることは、まことに心外のきわみといわねばなりません。

かくのごとき客観情勢の推移動向にかんがみまして、国及び地方公共団体を通じて、国土調査業務の画期的推進

をはかることは、刻下喫緊の急務であると思ふのであります。

すなわち、これがために、新たに本特別措置法を制定いたしました。これにより昭和三十八年度以降、十カ年計画を確立するとともに、これに必要な行政財政上その他特段の緊急措置を講ぜんとするものであります。

以上が本法案を提案する理由であります。

次に本法案について若干の説明を申し上げます。

すなわち、まず第一に、本法案の目的とするところは、国土の効率的な開発利用に資するため、緊急かつ計画的に国土調査事業の実施推進をはからんとするものであります。

第二に、この法律にいう国土調査事業の定義を規定しているものであります。この法律に基づく事業の内容は、地籍調査の基礎となる基準点の測量、土地分類調査の基準決定等国の機関が行なう基本調査と、これを基礎としたしまして、地方公共団体または土地改良区の行なう細部調査との二本建としたしております。

第三に、国土調査事業十カ年計画の策定について規定いたしました。すなわち、十カ年計画は、国土の総合的な開発、低開発地域における工業開発、農地利用の高度化等、当面緊要な施策を講ずる区域において所要の調査を行なうこととしたしまして、昭和三十八年度以降十カ年を目途として、実施すべき事業量を明らかにすることとしたしております。

計画決定の手続といたしましては、内閣総理大臣が、国土総合開発審議会並びに関係都道府県の意見を聞き、さ

らに関係行政機関の長に協議して計画案を作成し、特に閣議の決定を求めるべきものといたしました。

なお、土地分類細部調査にありましては、これが前提となる基本的地籍調査の進行と相俟って、逐次緊急を要する地域について選択的調査に限定いたしました。

第四は、十カ年計画に基づく国土調査事業の実施について、この法律において特に定めるものの外は、国土調査法の規定の適用がある旨を規定いたしております。

最後に、国土調査の実施を促進するため行政財政上特段の措置を必要とすることにかんがみまして、政府においてこれを行なうことを規定いたしました。

なお、本法は、公布の日からこれを実施することとしたしております。以上が本法案提案の理由であります。何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願ひ申し上げます。(拍手)

○早稲田委員長 これにて提案理由の説明は終わりました。本案に対する質疑は後日に譲ることとしたします。

○早稲田委員長 次に、昨二十七日日本委員会に付託になりました寺島隆太郎君外百名提出の豪雪地帯対策特別措置法案を議題といたします。

豪雪地帯対策特別措置法案
(目的)
豪雪地帯対策特別措置法

第一条 この法律は、積雪が特にはなはだしいため、産業の発展が停

滞的で、かつ、住民の生活水準の向上が阻害されている地域について、雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に関する総合的な対策を樹立し、その実施を推進することにより、当該地域における産業の振興と民生の安定向上に寄与することを目的とする。

(豪雪地帯の指定)
第二条 内閣総理大臣は、前条に規定する地域について、積雪の度その他の事情を勘案して政令で定める基準に従い、かつ、豪雪地帯対策審議会の意見をきいて、道府県の区域の全部又は一部を豪雪地帯として指定する。

2 内閣総理大臣は、豪雪地帯の指定をしたときは、これを公示しなければならない。
(豪雪地帯対策基本計画の樹立)
第三条 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ、関係道府県知事及び豪雪地帯対策審議会の意見をきいて、豪雪地帯における雪害の防除その他積雪により劣っている産業等の基礎条件の改善に関する施策の基本となるべき豪雪地帯対策基本計画(以下「基本計画」という。)を決定しなければならない。

2 内閣総理大臣が基本計画の決定をするには、閣議の決定を経なければならない。
3 内閣総理大臣は、基本計画を決定したときは、これを公示するとともに、関係道府県知事に通知しなければならない。
4 前三項の規定は、基本計画を変更しようとする場合について準用する。

する。
(基本計画の内容)
第四条 基本計画には、次の各号に掲げる事項について、それぞれその基本的なものを定めるものとする。

一 積雪期における交通及び通信を確保するために必要な道路、鉄道、軌道、港湾等の交通施設及び通信施設の整備に関する事項
二 農業及び林業に係る雪害の防除その他農業及び林業の生産条件の整備に関する事項
三 豪雪地帯の特殊事情に即応する教育施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備に関する事項
四 雪害を防除するために必要な国土保全施設の整備に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、雪害の防除その他積雪により劣っている産業等の基礎条件の改善に関する重要事項で政令で定めるもの
(豪雪地帯対策審議会の設置及び所掌事務)
第五条 総理府に、附属機関として、豪雪地帯対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次の各号に掲げる事項について、調査審議する。
一 豪雪地帯の指定に関する事項
二 基本計画の作成及びその実施の推進に関する事項
三 豪雪地帯に適應する産業の振興に関する事項
四 豪雪地帯における住民の生活文化水準の向上に関する事項

- 五 雪害及びその対策に関する試験研究の促進に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、豪雪地帯に関する重要事項
- 七 審議会は、前項各号に掲げる事項に關し、内閣総理大臣の諮問に答申し、かつ、必要に応じ、内閣総理大臣又は関係行政機関の長に對し意見を申し出ることができ
- 八 審議会の組織
- 第六條 審議会は、委員三十五人以上で組織する。
- 二 委員は、次の各号に掲げる者について、内閣総理大臣が任命する。
- 一 衆議院議員のうちから衆議院が指名する者 五人
- 二 参議院議員のうちから参議院が指名する者 三人
- 三 関係行政機関の職員 十二人以上
- 四 道府県知事 六人
- 五 学識経験のある者 九人以上
- 三 前項第五号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 四 第二項第五号の委員は、再任されることが出来る。
- 五 審議会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。
- 六 会長は、会務を総理する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。
- 七 専門の事項を調査させるため、審議会に、専門委員を置くことが

- できる。専門委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 八 委員及び専門委員は、非常勤とする。
- 九 資料の提出等の要求
- 第七條 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長又は関係団体に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 八 審議会の運営等
- 第八條 前三條に定めるもののほか、審議会の組織及び運営その他審議会に關し必要な事項は、政令で定める。
- 九 基本計画に基づく事業の実施
- 第九條 基本計画に基づく事業は、この法律に定めるもののほか、当該事業に關する法律（これに基づく命令を含む）の規定に従ひ、国、地方公共団体その他の者が実施するものとする。
- 第十條 事業計画の作成及び調整
- 第十條 関係行政機関の長は、毎年度、基本計画の実施についてその所掌する事項に關し事業計画を作成し、これを経済企画庁長官に提出しなければならない。
- 二 経済企画庁長官は、前項の規定により提出された事業計画について必要な調整を行なうものとする。
- （基本計画の実施に要する経費）
- 第十一條 政府は、基本計画を実施

- するために必要な資金の確保を図り、かつ、国の財政の許す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならない。
- （関係機関等の協力）
- 第十二條 関係行政機関の長、関係地方公共団体及び関係事業者は、基本計画の円滑な実施が促進されるように協力しなければならない。
- （工事の早期着手等についての配慮）
- 第十三條 国及び地方公共団体は、豪雪地帯の特殊事情にかんがみ、早期に工事に着手することができ、早期に工事をする等基本計画に基づく事業の効率的な実施について特別の配慮をするものとする。
- （国の負担割合又は補助率についての特例）
- 第十四條 基本計画に基づく事業の実施の促進上特に必要があるときは、当該事業に要する経費に係る国の負担割合又は補助率について、別に法律で定めるところにより、特例を設けることができる。
- 附則
- （施行期日）
- 一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 二 総理府設置法（昭和二十四年法律第二百七十七号）の一部を次のように改正する。
- 第十五條第一項の表中水資源開発審議会の項の次に次のように加える。

豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十一年法律第二十号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。

- （経済企画庁設置法の一部改正）
- 三 経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。
- 第四條第二十号の次に次の一号を加える。
- 二十の二 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十一年法律第二十号）に基づく内閣総理大臣の権限の行使について補佐すること。
- 第九條第十一号の次に次の一号を加える。
- 十一の二 豪雪地帯における雪害の防除その他産業等の基礎条件の改善に關すること。
- （災害対策基本法の一部改正）
- 四 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。
- 第三十八條第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。
- 十四 豪雪地帯対策特別措置法（昭和三十一年法律第二十号）第三條第一項に規定する豪雪地帯対策基本計画

の安定向上に寄与するため、雪害の防除その他積雪により劣っている産業等の基礎条件の改善に關する総合的な対策を樹立し、その実施を強力に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、約百万円の見込みである。

○早稲田委員長 提案者より趣旨の説明を聴取することといたします。

松澤雄藏君。

○松澤議員 たいだいま議題となりまして豪雪地帯対策特別措置法案につきまして、その提案の理由を申し上げます。

近年来、わが国経済が著しい伸長発展を続け、国民生活もまた向上の一途をたどりつつありますことは、まことに御同慶にたえぬところでありますが、他面、その内実をつぶさにせんざういたしますと、これら国民経済の向上がややもすればいわずの既成大都市を中心として地域的に偏重し、全国的視野において見ればますます地域格差を助長する傾向にありますことは、諸君のよく御認識の通りであります。い

わゆる日の当たる地域は急速に繁榮する一方、日の当たらない場所は何ら見るべき国家的施策の恩恵にあずかることなくして放置され、その後進性の度を強めているといつて過言ではないのであります。

ことに、北海道、東北、北信越等に存在する豪雪地帯は、その最たるものでありまして、これら地域は、毎年、

豪雪という自然災害のため、民生、産業等あらゆる分野にはかりしれない損害をこうむり、一年の約半分は冬眠を余儀なくせられたために民力は衰え、地場産業の発展が阻害されるなど、旧態依然としてその雪国の宿命にあえいでいる実情にあるのであります。

現在わが国の直面する至上命題は、経済の安定的伸長発展と地域格差の縮小であり、政府もこの目標達成に向かつて施策の万全を期していることは申し上げるまでもありませんが、なかつ、まず第一に、従来わが国の最も日の当たらぬ場所としてみじめな生活を送ってきた豪雪地帯について、雪害を防止し、民生、産業等の振興条件を整備し、他の地域と同じベールに引き上げる措置を講ずることこそ必要なのであります。かかる施策なくしては、これら地域の福祉の向上はおろか、地域格差差正の国策遂行は望むべくもないのであります。さきの第三十九国会において、雪害対策促進に関する決議案が衆参両院で万場一致採択されたゆえんのものも、実にここにあると信ずるのであります。

かくしてここに、地域住民の積年の念願にこたえ、豪雪地帯にスポットライトを当てて、その抜本的総合対策を確立し、これを強力に推進せんとする基本法として、本法案を提出した次第であります。

以上、本法案の提案の理由について申し上げますが、次に、本法案の要旨について御説明申し上げます。

第一に、本法案の目的でありますが、前述いたしましたごとく、積雪が特に甚だしいために、産業の発展が停滞的で、民生の安定向上が阻害さ

れている地域について、雪害の防止その他の産業等の基礎条件を改善する総合的対策を樹立し、かつその実施を推進して、民生、産業の向上、振興に寄与せんとするものであります。

第二に、本法案の適用地域となる豪雪地帯の指定についてであります。これは、内閣総理大臣が、積雪の度その他の事情を勘案して政令で定める基準に基づき、かつ豪雪地帯対策審議会の意見を聞いて、道府県の区域の全部または一部を豪雪地帯として指定することとしております。

第三に、豪雪地帯対策基本計画についてであります。内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議し、かつ関係道府県知事及び豪雪地帯対策審議会の意見を聞き、さらに最終的には閣議の決定を経て、基本計画を決定することとしております。

なお、この基本計画は、豪雪地帯における雪害の防止その他積雪により劣っている産業等の基礎条件の改善に関する施策の基本となるべきものと

し、従って、その内容は、交通通信、教育、保健衛生、社会福祉、国土保全等の諸施設のほか、本法案の目的達成に必要な重要事項で政令で定めるものをすべて含めることとしております。

第四に、総理府に、豪雪地帯対策審議会を設置することとし、その所掌事務、組織その他所要の事項について規定してあります。特に、その所掌事務については、地域指定あるいは基本計画作成等のほか、産業の振興、民生、文化の向上等有形無形のあらゆる重要事項を網羅して調査審議の対象とする

とともに、内閣総理大臣の諮問に答申したり、内閣総理大臣または関係行政

機関の長に意見を申し出ることができることとしたしております。なお、審議会の運営に伴う経費約百万円については、さしあたり既定予算の運用により処理することとしたしております。

第五は、基本計画に基づく事業の実施及び調整についてであります。まず事業については、この法律に定めるもののほか、関連する法令の規定に従って、国、地方公共団体その他の者が実施するものとし、また、それぞれ

の事業の総合効率的実施を推進するため、経済企画庁長官は、毎年度、関係行政機関の長がその所管事項について作成した事業計画の調整を行なうこととしております。

第六に、本法の実施に当たって、関係行政機関の長等の協力義務を規定するとともに、政府は、基本計画の実施に要する資金の確保をはかり、かつ国の財政の計す範囲内において、その実施を促進することに努めなければならないこととしたしました。

第七に、豪雪地帯の特殊事情にかんがみまして、国及び地方公共団体は、工事の早期着手等事業の効率的実施について特別の配慮を加えることとして

おります。

第八に、事業の円滑な実施を促進するため、当該事業に要する経費にかか

る国の負担割合または補助率について、必要がある場合は、別に法律で定めるところによつて特例を設けることができることとしたしました。

以上、本法案の提案理由について御説明申し上げましたが、豪雪地帯対策の緊要性を御考へいただきまして、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可

決あらんことを切望申し上げる次第であります。

○早稲田委員長 引き続き本案の質疑に入ります。

質疑の通告がございせんので、質疑を省略するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○早稲田委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○早稲田委員長 佐々木秀世君及び岡田利春君より、本案に対する修正案が提出されております。

豪雪地帯対策特別措置法案に対する修正案
豪雪地帯対策特別措置法案の一部を次のように修正する。

第十条第一項中「経済企画庁長官」の下に「北海道の区域内にある豪雪地帯に係る事業計画については、北海道開発庁長官。以下この条において同じ。」を加える。

附則第四項を附則第五項とし、附則第三項の次に次の一項を加える。
(北海道開発法の一部改正)
4 北海道開発法(昭和二十五年法律第百二十六号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。
四 豪雪地帯対策特別措置法(昭和三十一年法律第 号)第十条の規定に基づき、豪雪地帯対策基本計画に基づき、豪雪地帯対策基本計画に基づき事業計画について必要な調整を行なうこと。

以上でございします。
○早稲田委員長 以上で修正案の説明は終わりました。
本修正案についての質疑はございせんか。――質疑なしと認めます。

○早稲田委員長 この際、本案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣に意見があれば発言を願います。佐藤國務大臣。

○佐藤國務大臣 本法案が成立いたしました。

ました昨におきましては、もちろん政府はその法律によりまして善処するといふ考へでございませう。(拍手)

○早稲田委員長 以上で内閣の発言は終わりました。

○早稲田委員長 次に、本案並びに本案に対する修正案を一括して討論に付するのではありませんが、討論の通告がございませんで、直ちに裁決をいたすことに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稲田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

採決いたします。

まず、佐々木秀世君外一名提出の修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○早稲田委員長 起立総員。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいまの修正部分を除く原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○早稲田委員長 起立総員。よって、本案は佐々木秀世君外一名提出の修正の動議の通り修正可決されました。

(拍手)

お諮りいたします。ただいま議決いたしました本案に関する委員会の報告書の作成等に関しましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○早稲田委員長 御異議なしと認め、さよう決しました。

○早稲田委員長 次に、内閣提出、石

○川出政府委員 ただいまの御質問に

油業法案を議題とし、質疑を続けます。田中武夫君。

○田中(武)委員 前回わずか十五分間ほど質問をいたしました。これに引き続いて、石油業法について質問いたしたいと思ひます。

まず最初にお伺ひしたいことは、石油業法と書かれておる法律の名前なんです。中を見てみますと、石油精製業の新設許可、それに関連する石油製品生産計画も通産大臣に報告する。それから石油輸入業者の届出、石油輸入計画を大臣に届け出る、販売業の届出というものがうたわれてあるわけなんです。石油業といふ言葉は、まず探す、そして掘る、そして運ぶ、それから精製といふことになるわけなんです。ところが、これは石油業法というたいなから、まずその基本となるべき掘ること、それから探すこと、こういうことについて何ら触れていないのであります。あるいは石油資源開発株式会社があれればそれでいいじゃないか、こう言われるかもしれませんが、基本的な石油業法を作るならば、まず基礎となるべき掘ること、探すこと、これをやらなければならぬと思ひます。それが抜けておる。そのこと自体が現在の日本の石油産業界のあり方を示してある。今日まで日本の石油産業はあまりにも外国資本にたより過ぎて、外国からの石油をとってそれを精製する、ここに重点が置かれておる。そういうところから本法案もそういうような格好になったと思ひます。石油業といふものは、探す、掘る、ここから出発せねばならないと思ひますが、いかがでございませうか。

お答えいたします。御指摘の通りに、石油業と申しますと、探鉱して開発をする、掘る、それから精製をする、あるいは販売といふのが石油業でございませう。国内の探鉱開発につきましては鉱業法がございませう、それから先ほどお話をございませうに、石油資源開発株式会社もございまして、そちらの方の法律の運用で予算と相対してできるのではないかとこのように考へておるわけではございません。石油の精製業につきましては、御承知のように、現在法的措置が全然ございませんで、外国貿易の調整措置、外貨割当制度と申しておりますけれども、それによつて目下行政運営をしております。これが自由化になりますと、法的措置による手段がなくなりますので、石油業法という名前を出したわけではございませう。

○田中(武)委員 探す、掘る、そういうことは鉱業法あるいは石油資源開発株式会社法があるからいいんだ、そこで精製段階からのことを規制したので、こういうことです。しかし、そのことがそのまま現在の日本の石油産業の状態を現わしておる。日本の石油産業における資本投下の割合、これがいわゆる製油関係、販売関係、採油あるいは探鉱関係及び輸送関係にどのように入投下せられておるのか、一つお伺ひしたいと思ひます。

○川出政府委員 正確なデータをたていま持ち合わせておりませんが、探鉱開発、国内の開発につきましても石油資源会社を中心になっておりますが、これは現在のところ、探鉱費に創立以来百六十億近い金を使つておったかと記憶いたしております。そのうち九十

一億が政府の出資でございませう。そのほかの開発銀行の融資等が石油資源及び帝國石油にありまして、この融資関係がたしか二十億くらいになっておるかと思ひます。そのほか天然ガス等に対する国の補助金が若干ございませう。

それから精製の段階でございませうが、精製の段階は、最近急速に設備投資がふえて参りまして、三十四年度には約三百六十億見当、三十五年度が六百六十億見当、それから三十六年度が九百六十億見当でございませう。これが自由化を前にいたしまして、来年度に参りますと、相当設備投資の意欲が旺盛になるようなふうになっておると思ひます。

○田中(武)委員 今詳細なデータを持たないといふことなんです、実は私の方で持つておりますのは、ちょっと古いかも知れませんが、一九五〇年から一九五九年、この間にわたつて石油産業に投下せられたのは二千九十九億、そのうち製油関係に六四・五%、販売が一七・九%、輸送関係で八・三%、採油につきましては七・八%という割合でございませう。この数字を見ましてもわかるように、日本の石油産業はあまりにも外国原油にたよつて、そしてそれ以後の製油の問題に重点が置かれておる。ここに日本石油産業の片ちんばがある。もっと外国等のいわゆる製油、販売、採油等に投下せられた比率を見ますと、大体においてバランスがとれておるわけなんです。これは日本国内には油がないから、わずか二%だから、金をかけてもだめだといふことかも知れませんが、もっとやれば出るかも知れない。ことにまた日本人の手で外国まで出かけていって、あとでこれも触れますが、たとえばアラビア石油がサウジアラビアなどと利権協定をやりまして掘つておるわけなんです。こうした場合に、こういつたような片ちんばの産業はあり得ないと思ひます。そういうことにおいて、私が今申しましたような数字から見ても、日本の石油産業は片ちんばである、こういうふうに申し上げておるんですが、大臣いかがお考えになるでございませうか。

○佐藤國務大臣 ただいま日本の石油産業のあり方について、外油への依存度が非常に強いじゃないかといふことは、その通りでございませう。これはいろいろ国内資源につきましても、長い間開発について努力は続けて参りました。しかし、今日の技術等をもつていたしますと、国内資源に非常に乏しい、しかしエネルギー源としての石油はどうしてもほしい。こういうところから、今日のような外国資本並びに外国資源に依存している度合いが非常に高い産業でございませう。

○田中(武)委員 日本の国土のあり方からいって、今までは大体必要な量の二%しか出なかった、こういうことで、そうおっしゃると思ひますが、もう少し真剣に取り組めば、石油資源開発株式会社がございましてから一、二年はそうでもなかったが、三年くらいからぐつと業績を上げてきた点から見れば、たとえば千メートル、二千メートル掘つたらだめだが、二千メートル以上掘れば出るかも知れぬ、こういうふうに思ふわけなんです。だからあきらめるのは早過ぎるんじゃないか、こういう考えを持つております。さらにお伺ひしたいことは、エネルギー

ギー源の三業種といいますが、すなわち石油、石炭、電力なんです。この石油、石炭、電力に対し、いわゆる内部資金、外資、政府の金融、その他借入金とでも分けまして、石油、石炭、電力、この三つに対して、どういう割合に政府金融が出ておるかということをお伺いいたします。

○江上説明員 ただいま御要求の数字は、ただいま手元にございませんで、調べまして、後ほど差し上げます。

○田中(武)委員 実は私のところにはあるんです。しかし、詳細に数字は申し上げませんが、一言で言えることは、石油に關しましては、電力その他と比べて政府の金融援助が非常に少ないということ、それから逆に外資が非常に多いということ。これは石炭、電力と比べて、そのこと自体は言えることなんです。なるほど石炭が今問題になっております。またわれわれからも強い要求を政府に出しております。電気、これも重要であります。しかし、同じエネルギー源としての石油に対して、今日まで政府はあまり真剣に取り組まなかった。こういうことを表わしているのじゃないかと思う。それじゃ政府が今日まで石油に出してきた政府資金は幾らか、ほんのわずかで。そういうことでありますので、結局はそれだけの会社はもちろん、外資系といつても、民族系もやはり外国から借金しなければならぬ。いわゆる外資ローンにたよらなければならぬという論理にきています。そういう点につきまして政府はどう考え、今後どう処理していこうと考えておられますか、大臣の御答弁を要求いたします。

たように、エネルギー源としての石油についての政府の協力態勢というものは、ただいま御指摘の通り、私は非常に薄いと思います。ことにまた急激な発展を遂げた戦後の石油業界についての政府の指導というものは、ほとんどなかったと言つてもいい程度じゃないかと思つて。御承知のように、戦前は軍需産業として政府が特に力を入れたものでございます。そういう意味からは、乏しい国内資源につきましても非常な積極的な意図を持って開発するとか、あるいはまた外国から原油を買うにいたしたとしても、貯油について非常な工夫をするとか、特別な配慮がなされたと思つて。しかし、戦後新たに石油業が起りました場合に、これは完全な自由企業としてみずからの力によりその資金も確保し、技術の導入をする、こういうことに相なっております。だから、その結果は、あるいは政府が指導したときより以上の急激な発展は来したと思つてますが、結果的には、資本的にもまた資源といひますか、原油の關係におきましても、國際的に依存せざるを得ない、こう形になっております。

今日おそまきながら業法を出して、國家的な考え方をこれに反映さすべきじゃないか、こういうような考え方に私どもはなつたわけでございます。この行き方については、私自身、取り扱つてみまして、ややおそきに失しているのじゃないかという感が実はいたしております。しかし、今日おそいとは申しながらも、これはスタートすることは形を正す、そういう方向ではないだらうか、かように思つてゐる次第でございます。

○田中(武)委員 あえてもう一言申し上げますが、結局、政府が財政投融資等で資金の面を見てやるならば、少なくとも民族系の会社は好んで外国から金を借りないであらうと思つたのです。そのことについて起る問題はあとで触れますが、そういう状態だと思つたのです。そのために、現在の日本の石油業界が、ほとんど外国の手に握られておると言つて過言でないと思つたのです。そこで、今後は、まず、採油あるいは探鉱、この方面にも政府がうんと力を入れると同時に、そういった財政面についても、今までのような態度を改めて、大いに一つやつてもらつて、そしてやはり日本の大きなエネルギー源であるこの石油に対して、やはり國家意思というものをはっきり出すことができる、こういうようにしてもらわねばならないと思つたのですが、いかがでございますか。

○佐藤國務大臣 少しあるいは誤解があると思つたから——ニュアンスが違ふと思つた。私は、必ずしも政府財政資金の投入ということに限る必要はないと思つた。また、外資が入ることを毛ざらにする必要はないと思つた。やはり資金的に十分政府がめんどうが見れるということが望ましいのでございまして、政府資金あるいは民間資金あるいは外資導入、それらのものもやはり計画のうちにあつてしかるべきだろと思つた。ただ、問題は、そういう場合に、外資の借入れに際して、いわゆるひもつきといわれますが、非常な拘束を受けるというようなことは、これは好ましいことじゃございませんから、自由な立場における外資の導入、これならば差しつかえないと思つた。また、国内資源の開発ということにつきまして、現実によつたら出るかわからないじゃないかという意見もあると思つた。これは、これは相當な乱暴な意見だと思つた。今日の科学的知識をもつてして、それでもちろんあるものであるならば、これは技術者も等閑には付しおられません。しかしながら、今日の科学的な地上あ

るいは地質その他の調査等から見まして、日本国内には相當に資源が乏しい、これはもう各界の一致した意見だと思います。だから、この乏しい国内資源、それにしてもなお開発についての努力をすること、そういう場合には、これは非常な危険があるものだから、政府資金で開発を進めていく、これは当然でございますが、同時に、国外の資源開発につきましても、政府がやはり指導的な、また援助を与えることによりまして、その開発をすべきたと思つた。すでにアラビヤ石油にしても、また北スマトラの原油にいたしましても、そういう意味で國際的に政府が業界を指導し、大いに鞭撻して参つたと思つた。こういう事柄は今後とも統けていくべき筋だ、かように思つた。これはひとえにエネルギー源としての石油の地位、その意義というものを考えれば考えるほど、そういうことであつて望ましいと思つた。それで私は、この資金的な援助というものが、必ずしも、全部が全部政府資金でまかなえる、こう窮屈に考へべきではなくて、やはり事業の計画に要する資金、その資金計画についてのお世話ができれば、事業とすればりつぱに立つていくんじゃないか、またそうあるべきではないか、かように私は考へておる次第でございます。

○田中(武)委員 私も一がいに、外国から金を借ることはいけぬ、あるいは資本を受けることは全然いけぬといふまでは言わないのですが、今大臣が言われたように、相手もさるものなんです。た金を貸す、そして適当な利子を取らば話は別なんだが、大臣自体が認めら

れたように、そのうしろにいわゆるひもつき契約というものが現実にあるわけなんです。そこに私は問題があると思う。従って、今日、日本の各石油会社といいますが、これは、一、二を除けば、外国の油を買うにあたって選択の自由を持たない。私の調べたところでは、その選択の自由を持つのは全体の一五%程度ではなからうかと思うのです。あとの八五%までは外国のひもがついておる、こう言って過言ではないと思うのですが、実情はいかがでございますか。

○川出政府委員 たいだいまの御質問につきまして、実情でございますが、詳細わからない点もあるわけでございます。いわゆる外資系の会社と申しますか、合併会社でございますが、合併会社は、特定の原油を購入するということに現状はなっておりますように思います。ただし、最近、アラビヤ石油につきましては、政府の指導もございまして、一定の割合について引き取っておるわけでございます。それから、いわゆる外資系でない、資本としての外資が入っていない会社、人によります。これは民族系の会社と申しております。その会社の中で外国から金を借りる——これは設備資金が中心でございますが、外貨を借り入れた場合に、その対価をいたしまして、その条件をいたしまして、一定量の原油を一定期間、これは契約によって必ずしも一律ではございませんが、購入する長期契約を結んでいるものがございまして、これが三十六年度を基準にいたしますと、二三%でございます。従って、外資系——ちょっと言い落しました、三十六年度では外資系の原油が五割でございます。それから、それ以外のいわゆるローンを受けて長期契約を結んでいるのが二三%でございます。従って七三%が、いわゆる濃淡の差はございまして、一方は外資でございまして、一方はローンというところによって購入を義務づけられておる。それから、残りの部分でございますが、これがローンはしておりますけれども、契約の表面に現われていないものがございまして、あるいはこの七三%以外にも、契約面に現われていないものがあるか、その辺はわれわれとしてはよくわからないわけでありまして、従って、この一五%というものが正確であるかどうかというところはよくわからないので、大体二、三割くらいというふうな表現をとっております。

○田中(武)委員 私の方で調べたのは、ちょっと数字が違ふ。私の方の調べたところでは、外資系が六四%、残り三六%中、約半分が長期購入契約によるものと推定せられる。そうすると、自由選択の購入分は二〇%弱だと思ふのです。一五%か二〇%くらい。いずれにいたしまして、このように借款の見返りとして結ぶところの原油長期購入契約、これが一体どういうことになつておるのか、そういうことについて、実は委員会において、この審議に入る冒頭、資料を要求したわけなんです。それがまだ出ておりません。これは通産省の外資借入れのときには、大蔵省ですが、外資委員会においてこれを決定するから、その資料をお持ちのはずなんです。これまた公取委員会においては、あとでまた触れますが、独禁法の六条二項で外国契約は報告することになっておる。従いま

して、ここにもあらうと思うんです。その実態はどういうことになっておるか、お伺いいたします。いろいろそれは会社によって違ふだろうが、どういふような契約内容になっておりますか。

○川出政府委員 たいだいま私が数字をあげました中で、ローンの条件として二三%と申しましたのは、外資審議会の審議を経たときの内容を基準として算定したものでございます。それに表面に出ていないのはわからないということをお願いいたします。

○田中(武)委員 公取委員長にお伺いいたしますが、独禁法六条二項では、契約を結んだときには三十日以内に契約を届け出なければいけません。これに違反している。これによってどの程度の実情を把握しておられますか。

○佐藤(基)政府委員 外資契約はいろいろなものがあると思ひますが、おもなものは大体こういうような条項になっております。すなわち、売り主は買い手が日本における自己の製油所において必要とする原油の全量を本契約に定める条件に従つて買い主に売却、引き渡しをなし、またはなすしめ、買い主が売り主または売り主の供給者より上記の原油を購入し授受することに同意する、こういうふうな契約で、いわゆる一手販売と申しますか、そういう趣旨の契約と思つております。

○田中(武)委員 そうしますと、資料を要求していただきますから、あとでそれによって詳細調べて、またその点については質問することとここで保留いたしておきます。これは委員長に申し上げておきます。

今言われたような抽象的内容において、やはりそこに金を借りる者と貸す者の間にいわゆる経済的な立場の優劣がある。そしていわゆる一手販売、一手引き取り、こういった契約がなされておるとするならば、独禁法六条によってその契約は違反ではなからうか、こういう疑問を持しますが、公取委員長の御意見はいかがでございますか。

○佐藤(基)政府委員 たいだいまのお話でありまして、これは公取もごく昔は相当解釈を広くいたしまして、これは独禁法の不正取引に該当するといふような見解を持ったときもあつたやうであります。ところが、昭和二十七年の日本光学の事件に關しまして、その見解を多少やわらげまして、かくのごとき一手販売契約といふものは、両者の協力関係を緊密にする効果があるにすぎないのだ、競争に及ぼす影響はまことに軽微であるから、不当な拘束約款とは言えない、ということになつております。それをさらに説明しまして、同種類、同程度の業者が多数存在しておる場合には、たといかかる取りきめをしたとしても、これはいわゆる不当な取引制限にはならぬという見解を示しておるわけでありまして。

○田中(武)委員 それは旭光学の具体的事案について、公取委員会の審決例でありますか。

○佐藤(基)政府委員 日本光学とアメリカのオーバースイズという会社の国際契約について、これが独禁法違反であるかどうかという問題になった場合、これは独禁法違反でないという審決であります。

○田中(武)委員 独禁法の解釈、これを具体的に運営するのは公正取引委員会

会の専権であります。従いまして、あなたがそういうような審決を出したということは、一つのいわば新判例を示した、こういうことがいえると思ふんですが、そこで、それではこの第六条は一体何を言つておるのかお伺いいたします。

○佐藤(基)政府委員 たとえば今の場合で、日本光学とオーバースイズの取引において、日本光学がきわめて大きなシェアを持つてゐる、輸出においては日本光学はほとんど全部であるといふような場合に、日本光学とオーバースイズが取引をすれば、他の日本光学に類するような光学機械メーカーは入る余地がない、こういうことになれば、これは不当な取引約款、拘束約款ということになりますけれども、日本光学以外に相当の会社がある。たくさんあるのです。日本光学のシェアといつても、そう大きなものではない。そういう場合まで不当な取引、不正取引とすることは、独禁法の根本の趣旨である自由なる取引という見地から行き過ぎであるという見解をその審決において示したものと了解しております。

○田中(武)委員 六条をちょっと見て下さい。いいですか「事業者は、不当な取引制限又は不正な取引方法に該當する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしてはならない」とあるのです。従つて、日本光学の場合に、あなたが具体的事案としてこのものさしを持っていつてどうであらうか、公取の方としての解釈を下したことにしては、それはそれで何ともいいません。しかし、第六条の精神はどこに

九

あるか——それを運営するのは公正委員会でなければならない、公正委員会の審決をもって法の精神を曲げることは許されない。従って、第六条はあなたの言うようなことを意味しているのじゃない。言うならばあなたの方の出したその審決、これは、もう少し——日本光學をあなたがあげられたから、これらの資料をいただきます。そうして検討しますが、少なくとも公取委員会としては独禁法を運用する任にある、しかし独禁法の精神を曲げる権限はないと思うのです。その点について、独禁法第六條のあなたの方の解釈は誤っておると私は思うのです。石油のひもつき契約について、もう一度独禁法の六條を讀んで、具体的にそうではないという証明ができるなら、していただきたいと思ひます。

○佐藤(基)政府委員 独禁法の六條、要するに今の問題は「不正な取引方法に該当する事項と内容とする国際的協定又は国際的契約」という問題と云います。そこで、不正な取引方法というところが、たとえば拘束契約というところになります。どの程度が不当な拘束契約になるかということが問題になりますので、日本光學の事件でも、全然競争に影響はないとは公取は判断しておられぬが、その影響はきわめて輕微である、他に取引の方法もあるのだから、今のその国際契約ができるのはかの取引がほとんど杜絶されるというところになれば、これは疑いもなく拘束契約、不当な契約と思ひますけれども、その程度に至らぬものはこれを不正取引と内容とする国際契約と見ないという見解を示しております。ただいま

○田中(武)委員 光學はいい。石油の場合はどうなんですか。

○佐藤(基)政府委員 石油の場合においても、甲という会社と日本の乙という会社の契約は、いわゆる一手販売契約と思ひますけれども、甲というものであれば売手がいない、あるいは乙という日本の会社以外には買手がいないというような取引の拘束が生ずるなら、これは問題であります。しかしながら甲と日本の会社、外国の乙と日本の他の会社というふうになくさんの会社があるものであって、これによって甲の会社と日本のある会社が国際契約を結んだからといって、取引分野における著しい制限が生じておるとは認められないんじゃないか、こういう見解であります。

○田中(武)委員 先ほど来論議していただきますように、まず二〇%ぐらいだとしておきましよう。そうすると二〇%を除く八〇%はそれぞれ何らかの方法による外国のシェアがついておる、ひもがついておる、こういうことなんです。ね。しかも御承知のように石油の国際的な会社といえ七社です。七社においてほとんど世界を支配しているわけなんです。日本に上陸してきているのはそのうちの五社ですが、それがそれぞれの単独引き取りの契約を結ぶという、これは少なくとも、独占でなくとも寡占になる、これは明らかであります。そこで、この条文を具体的に見てどうなのかという議論は、この不当な取引制限というのをいかに解するかということになると思うのです。そこであな方は二十八年九月一日に告示

十一号をもって不正取引とはかくかくであるというものを掲げられておる。その告示と照らして、今あなたの言っていることは正しいと判断せられますか、いかがでございますか。

○佐藤(基)政府委員 正しいと思ひます。

○田中(武)委員 あなたが正しい、それが正しくない、こう言っている、どこまでもそうなんです。それならやろうということなら、これは最高裁までいって法律の解釈について争わなければならぬと思うのです。そこで、これはこまでも正しいと言ふらう、あなたはこまでも正しいと言ふらう、これは正しい、独禁法の六條はどうかと言つたら、結局は公正取引、正当な取引であるかどうかという取引制限の問題になると思うのです。そこで、あらためて要求をいたしますが、あなたのところへ届け出られておる石油に関する国際契約、このすべてを、もし名前を具体的にあげるのには困るという事態があるなら、それは甲乙あるいはA Bでけつこうです、それを全部出して下さい。そして私の方も独禁法それから判例、それから審判例等々にとらみ合せて、一つ後日にこのことの討論はもう一度行ないましよう。

同時に、法制局を呼んでも仕方がないけれども、もっと法律のわかる人を呼んで下さい。あなたが公正取引委員長になつてから、ときどき変な解釈をする。たとえばカルテル行為は三条ですか、カルテルはやつたこと自体でもう違反なんです。しかし、そのカルテルに拘束力がなければ違反ではないというふうな新しい解釈を出されている。だいたいあなたは新しい学説、新しい審

決例を出しておられますので、そのことについてはあらためてその資料をいただいで検討することにしたしたいと思います。委員長にその機会を与えられんことを望んでおきます。

そこで、話をこちらへ戻して大臣にお伺いいたしますが、この石油業法は結局十月の自由化に何もしなければ大へんなことになるだろう、この間私が聞いたら、そういう徴候が現われております過熱になるだろう、こういうふうにおっしゃつておるわけなんです。その上立つて、エネルギー懇談会です、これが答申をし、その答申の中から検討して生まれてきたと思うのです。ところがその答申には、もちろん少数意見あるいは強弱の意見がありましたが、業法とともに国策会社を作つて、買取機関を作る、そして少なくとも三〇%以上のシェアを持たなければ国家意思は業界に反映しないのだ、こういうことであつたと思うのです。

ところが、国策会社の点については、予算折衝段階に於いて、実力者佐藤大臣をもつてしても入らなかつた。そこで、業法だけが出てきたと思うのです。少なくともエネルギー懇談会の答申は、業法と、反対意見、少数意見はあつたとしても、国策会社、この二つを車の両輪として石油産業に臨むのだということがその骨子であつたと思うのです。ところが一方がづつれたわけです。そうすると、これだけならほんとうに絵に描いたもち、少しは味がするかもしれないが、その程度であつて、一方の何がなければ、車の車輪の一方をとつたのと一緒で、思うように進まないと思うのですが、その国策会社

社構想については、大臣はどう考えておられますか、お伺いいたします。

○佐藤(基)政府委員 基本的な問題ですが、ただいまの公取委員長との問答におきまして、またその前の田中さんの御意見でもおわかりだと思ひますが、外国原油に依存しなければならぬ日本の石油業といつたしまして、この外国原油が入ってくるために、いろいろの外資導入等も見方によつては容易であつたとも考えられる。また、外資導入が、その結果、特殊な国際石油会社の原油を入れるということにもなつた、こういうことだと思ひます。今日までその弊害が、非常に出てくるか、かように考えますと、私は、一会社と一会社との国際契約、外資導入では、日本の市場を左右するだけの力はなかつたと思ひます。また、外資にいたしましても、ガルフなどは、やはり金は貸すがその大部分はソ連の油を買つておる、そして製油している、こういうような場合もありますので、いろいろの形態があるから、外資導入が一がいにはいと思ひます。また、とにかく外国の油を買わなければならぬのですから、その外国の油は、スタンダードだろがシェルだろが、一つに限ることはないので、こういう意味では、まず競争は公正に行なわれておる、そういうことが言えるのじゃないかと思ひます。ところで、しばしば議論されておりますように、外国石油と国内石油との関係、あるいは国内ガスとの関係、こういう立場においての国産原油あるいは国産ガスを保護しなければならぬ、こういうことが必ず指摘されますが、また社会党などからしばしば言わ

れますように、総合的観念に立つての国内の石油というものと石油をいかに調整をとっていくか、こういう問題等があるわけでございます。そういうことを考えると、この石油業法は石油業法としてスタートしておりますけれども、もちろんその構想のうちには、総合エネルギーの立場に立つて石油のあり方というものを考えた、こういう点は、いわゆる石油を国営にするとか独占するとかいう意味でなしに、やはり国家的な意思がある程度反映する必要があるということにも実はなるのだと思います。そういう意味で私も考えておるわけでございます。

ところで、その考えからスタートすれば、あるいは石油専売の議論もあるだろうと思ひますし、あるいはたゞいま御指摘になりますように、専売までいかなくとも、途中の買取機関を作ったかどうか、こういうのがあったり、あるいは許可事業にしたらどうか、いろいろな段階の議論があるわけでございます。これがエネルギー懇談会等の意見であり、これは実は一致した意見にはなっておりませんのでござい

ます。ところで、私も現在の状況と取り組んだ場合に、何がまず必要かと考えました際に、今日御審議いただいております業法の中身、これをまず一つ御賛同をいただくこと、これが第一の着手すべきことじゃないかと思ひます。従いまして、将来の買取機関の問題につきましても、本会議の席上等におきましても私の考えを明確にいたしておりますように、ただいままだ結論を出していない、もちろんこれは慎重に考へべき事柄だと思ひますけれど

も、まだ結論を出していない、これが私の今日の取り組んでおる実情でございます。私はこれをただいまから反対とか、しからばいつ出すのか、こういうようなお話があるかと思ひますが、結論は慎重に出すべきであらう、かように実は考えておる次第でございます。

○田中(武)委員 大臣、国会答弁はそれでいいでしょう。ほんとうのことを言うと、通産省は国策会社が必要であると思つておるのではないのですか。私はまたエネルギー懇談会の答申、それはなるほど少数意見はあったが、これはやはり阿輪の輪として出てきた。ところが予算というところにおいてけつまずいて、片一方はついでに去つたというのが実情だと思つたのです。そうでない、あるいはそうだとすることになると、また通産大臣と大蔵大臣がけんかしなければいけないから、そうではないと思ふが、私はそういうもののを作つても、裏づけが薄いじゃないか、それでなかつたら、あとは何が残るかといつたら、届出と計画のあれと、それから石油に対する許可と、それから十五条の変態な価格の問題、そんなものでしょう。それはやはり裏づけを作らなければいけません。いつも言うことですが、池田内閣は法律はほとんど作るが、あまり金を出さずとしない。ついでに言いますが、外に対してはえらい気が前がいいけれども、内に対してはけちくさい。これははっきりした事実です。そこで金が要る方をあとにしたというのが実情だと思ふのですが、私は少なくとも、ほんとうに十月自由化に対して確固たる国内体制を立てるといふな

らば、十月までに国策会社を作つておく必要がある、買取機関について作る必要がある、そうでなかつたら、ほんとうにこの業法は動かないんじゃないかという観念を持っておるわけですね。そこで、大臣と大蔵省の宮川理財局長が見えておりますが、これは政治答弁になるので、局長はどうかと思ひますが、私は補正予算でも組んで、そうして十月までにやるべきであるという意見を持っておるのです。いかがでございますか。

○佐藤國務大臣 先ほどお答えいたしましたのは、国会答弁だという御批判をいただきましたが、私も国会に對しては毛頭ございせん。真実こそ国会において發表すべき唯一の場所である、かように考へておりますので、この点は一つ誤解のないように願ひたいと思ひます。

そこで、もう一つ申し上げておきたいのは、私も今堅持しております態度は、どこまでも資本主義、自由経済の立場を堅持してあるつもりでございます。その立場に立ちまして、いろいろの施策を考へて参ります場合に、必ず民間業界の積極的協力を求めるのだ、こういう実は確信でございます。いわゆる国家的統制は、そういう意味ではできるだけ排除すべきだ、これは最小限度にとどむべきだ、かような実は堅持しております。だから、いやくも統制的なものの非常に濃厚なものは、これは私も排除したい。ただいま言われますように、少なくとも三割近いものを特殊な会社で把握さす、それによつて市場を動かすといふような統制的な考へ方はできる

だけ排除すべきだ、かように実は考へておる次第でございます。今回のこの法案を運用するにあたりまして、あるいは私の予期に反して、業界の協力を得ることができなければ、それはもちろんまた別な考へ方に進まなければならぬかと思ひますが、いわゆる政府の考へ方が非常なつらば、いわゆる独善的な考へ方はなるべく廃止いたしまして、業界の積極的な協力、これこそが事業を盛り立てるゆゑんであり、経済の繁栄をもたらす基礎だ、この考へ方に立つて、法案も御審議願ひ、そういう意味で提案もいたしておる次第でございます。今日までいろいろ買取機関の問題も論議されております。またこの法案を提案いたしました結果、国会内においては、その種の機関が必要だ、こういう御意見もしばしば拝聴いたしました。もちろんこれも私もそういう事柄を念頭に置いて検討することでございます。申し上げて差しつかえないことでは、申し上げますけれども、ただいま申し上げますように、事柄の性格上、これはやはり慎重な扱い方をしたいといふのでございまして、これは別に言葉でいいかげんなことを申したり、あるいはそのない答弁をしていられるという気持ちでなしに、どうも私の信念が皆様方の胸に響くことができなかったとすれば、まことに残念に思ひますが、そういう考へ方でございまして。

○宮川政府委員 ただいま通産大臣からお答えになった通りでございます。慎重に通産省と協議いたしまして……。

○田中(武)委員 その法律の大前提といふか、なぜ作るかといふことは、一条の目的に書いてあるわけですね。石油の安定的かつ低廉な供給の確保

を図り、こういうことをいつておるわけですね。この立場に立つて、安定的な供給、低廉な価格、これにはやはり自由な競争はいいんだ、こうではあるが、やはりある程度国家意思が反映できる方途を持たなくては、百鬼夜行となるかと思ふのです。そういう意味からいって、私はむしろ国策会社を作るべきである、しかもその作った国策会社は、少なくとも三〇%ぐらいの自由に行ける実力を持たなければならぬ。そうしなければ、国家意思は反映しないのだ。そうするならば、逆にいって、現在八十五か八十か知りませんが、ある外国のシェアを追い込んでいく、こういう政策をとらなければいけないのです。

そこで立場を変えての質問になりますが、国策会社を作ろうとすることについて、いろいろと回りくどい答弁がありましたが、大臣自体も認めておられるか、いかがか。これは国会においてそういう意見があつて云々と、こういうことなんです。しかもそれは私は、自由化せられる十月までにやるべきである。従つて、そのためには補正予算を組むべきである、こういう意見を持っておるのですが、これは答弁していただけたでしょうか。

○佐藤國務大臣 特殊な買取会社を作るべきだといふ御意見は、確かに私は傾聴に値する御意見だと思ひます。直ちに私賛成しておるといふわけではございせんが、これは傾聴に値する御意見だと思ひます。ただそれをさらに突き進んで自由化前に作るべきだといふこの御議論は、私は必ずしも賛成するものではございせんので、これは必ずしも必要といたしまし

ても、十月までに作らなければならぬ、かように私は考えておりません。
○田中(憲)委員 その国策会社の問題については、まず必要だということ、大臣も大体お認めのようにある、ただ時期について意見が違ふ、こういふように理解しておきたいと思ひます。

そこで、この法案がなければもつと原油は安く買えるんだ、政府はつまらぬことをするなというふうな意見もあるやうです。なるほど私は、この法案がなければ一時はそういうことになるやうに思ふのです。現在世界の石油大メーターから日本はねらわれておる。あなたねらわれておるといふことになるやうに思ふのです。従つて、ある程度においては競争をして、安く入つてくる。その面においては、こんなものは要らぬじゃないかという意見もあり得ると思ひますが、そのことによつて弱いのには倒されていく。その結果は、必ず一つのカルテル的な価格が形成されてくる。これはもう議論の余地なく、七つの会社が、世界の石油、原油についてはほとんど握つておることは事実であります。そこで、そういういわゆる国際カルテルというか、あるいは独禁法でいう意思の疎通といふことはないかもしませんが、現実的にそういうものが現れてくると思ふのです。それに對して何らかの処置をとるといふことは、私賛成です。従ひまして、われわれの態度は、この石油業法は基本的に賛成をしてゐるものです。しかし、それではまだ弱過ぎるのじゃないかといふくらい、われわれの言いたいところなんです。

そこで、公取委員長、いかがです。

国際カルテルといふものは、石油についてははたしてあり得るのかどうか、中には意見として、たとえばアメリカのアンチトラストローで、さういふのがあるけれども、いやそんなものはないんだ、こんなものはほつておいてもらつた方がいいのだといふやうな意見もあると思ふのです。私は、石油においては、国際協定、国際カルテルなるものは存在する、こう思ふのです。公取委員長の見解をお伺ひいたします。

○佐藤(基)政府委員 国際カルテルの問題につきましては、実はなかなかむづかしい問題で、私どもの方といたしましても、ほうつておける問題ではないので研究しておる次第でございます。ただ法律関係が非常にむづかしいので、すぐ結論が出るかどうかわかりません。

○中川委員 関連して——大臣にお尋ねいたしますが、今、田中君の御質問で買取機關の問題にちよつと触れたやうですが、これは自由化後、すなわち本年の十月以後になつてもおそくはない、そのとき考へるという話ですが、これは少し慎重に考へていかないと大へな問題だと思ふのです。このまま自由化になりますと、こんな法律を作つたところで日本の中小石油会社はばたばたですよ。もつと慎重に考へてもらいたい。どうせお作りになるなら十月までに作つていただかないと、せつかくあとで作つていただいても、仏作つて魂入れずといふことになる。重大な問題ですよ。皆さん簡単に考へになつていらつしやるけれども、石油業界の実態を一つ御研究願ひたいと思ふのです。それでなくても、世界の

石油カルテルにとつては、日本は垂涎ものなんです。これはいつか鉱山局長おつしやつた通りです。日本から急ピッチで石油が伸びておる国は世界にないのですから、日本の石油市場をいかにして押さえるかといふことを世界の石油カルテルは最大の目的にしておる。だから自由化になると同時に、どつと想濟のどく日本に押し寄せてくることは自明の理なんです。ですから、どうせ買取機關を作つて、日本の国産系の石油会社を助けようとするならば、これは自由化後、十月以後ならぬのんきなことを言つておられたのでは、せつかくお作りになつても何にもならないと思ふのです。それができないければ、自由化はすべきではない。午後の質問のときに尋ねしようと思つたのですが、今関連しておりますので大臣にお尋ねいたしますが、一体自由化といふものはだれが、いつどこで、どこの国と約束したのであるか。

○佐藤(基)政府委員 自由化の基本方針をきめましたのは、岸内閣のとき、私が大蔵大臣、ただいまの総理が通産大臣の時に自由化を計画したのでございします。これは貿易の自由化と申しておりますが、申すまでもなく、実態は為替の自由化でございます。為替が自由化されない限り、貿易の自由化といふこともあり得ない。そういう意味から、通産、大蔵両省の意見が一致しないとできない。これはどちらからともなく自由化といふことを言ひ出して、これを取り上げたわけでありまして、それで、当時の池田通産大臣は、一番先に繊維関係、紡績関係と取り組んだわけでありまして、これは比較的問題のないものである。それが進んできて、

今日のように自由化が進んでいくといふことであります。そして、これはだれが言つてきたかといふことは私存じませんが、ただいま申し上げるやうに、自主的な立場で日本の政府がそういう基本方針をきめた、かように私は理解しております。

それからまた、ただいまの関連されての御意見でございますが、誤解があると思ひますが、買取機關を作ることには私はたゞいま慎重でございします。先ほど申したのが、十月以降にいて作るという考へだつて、さういふふうにとられますが、これは少し結論が早計でございしますが、これはよく読んでいただければ私の答弁はさうでない、かように思ひましたので、田中さんの最後に念を押されたやうな御発言に對しまして、別に反論を加へなかつたのです。私はただいま申し上げますやうに、自由化の問題、そしてこの業法を提案することになつたわけでありまして、これは中川さんが御指摘の通り、日本の業界は大へな弱いのだと思ひます。ことに国際カルテルに左右されているといふ影響下にあり、さういふ意味からも業界としては非常に弱い立場にあると思ひます。同時に、それが重要なエネルギー源である石油業でありますだけに、これは国の産業、経済の立場から見まして、重大な問題だと思ひます。さういふ意味で秩序がどうしても必要だ、これを強く要望する次第でございします。ただ、非常に自由経済にならされておる業界だけに、ただいま申し上げるやうな非常な飛躍的な考へ方は、積極的な協力をなかなかな得がたい問題であります。さういふ点も政治の行き方としては十分考へるべきではないか、かように思ふ次第であります。先ほど申し上げましたやうに、買取機關を設けるという御意見は確かに傾聴に値する考へである、しかし、すぐそれに賛成するものではないといふことを実は申し上げた次第であります。

○中川委員 大体わかりましたが、しかし、慎重にお考へになることもけっこうで、貿易の自由化をお延ばしになるつもりならそれはいいですけれども、自由化はどうしても政府が十月なり九月にやろうと思へば、これは今田中さんの言われた買取機關は、事前に作らなければ意味がないといふことをさらに慎重に考へてもらいたい。私は決してあなたを責めようとは思ひません。あなた一人の責任じゃない。あなた一人でやろうと思つてもできない。これは今日の政府全般の責任である。それからこゝをなかつた社会党にも責任がある。全般に責任がある。だからあなたを責めようとは思ひませんが、日本産業を国際市場で育成していく上には、貿易の自由化も必要でしよう。為替の自由化も必要でしよう。だが、日本の特殊事情といふものをよく考へて、日本の産業構造はどういうものかといふことをよく御研究になつて、そしてステップ・バイ・ステップでやりになつてもいいことである。ただ何でもかんでも十月には全面的に貿易の自由化をやらなければならぬといふやうな考へは、これは私はいけないと思ふ。御承知の通り、ドイツは貿易の自由化を押しつけられて四年も研究してやつておる。イタリアでも二年も研究してやつた。貿易の自由化、自由化と言つて、あなた

は岸内閣の時代から、池田がどうした、だがどうしたとおっしゃいますけれども、これは政府全般の責任です。決してあなたの責任として追及しようとは思わないのですが、これは重大な問題です。日本の産業構造は浅く、基盤が非常に脆弱ですから、世界の市場にどつと持ち出したときに、たえらるかどうかということは重大な問題です。貿易の自由化、自由化と言つてアメリカに遠慮する必要はない。アメリカだけじゃないだろうが、日本の貿易の実態をよく御研究なさつて、自由化をやつていただきたいと思ふ。特に石油にとつては重大な問題です。ただ自由化すればいいんだというやうな、自由化を金科玉条として考えられては迷惑であつて、そういうことでは石油業法はスムーズにこの委員会を通過しないだらうと思ひますから、十分に御検討願ひたいと思ふのです。

○田中(武)委員 中川委員の発言は、偶然にもわが社会党の主張に一致いたしました。そこで自由化までに国策会社を作れ、あるいは作らなければ自由化は延ばすべきであるという附帯決議を提出いたします。与党の諸君はその場になつて反対せられないやうに、ここで希望いたしておきます。

それから今、国際カルテルというところが出てきたのですが、これはつかみにくいとお取委員もおっしゃつた。しかし、われわれの感じでは、やはりあるのです。そこで、先ほどの公取委員長と私の論議の中からまだ解決ができていないので、それによつて逃げられるかも知れませんが、外務省が来ておりますので、一応お伺ひしておきたいのですが、日米友好通商航海条

約、この十八条及び制限的取引慣行の処理に関するガット第十七回総会決定、これは一体何を言おうとしておるのか、一つこの解釈を聞かしていただきたいと思ひます。

○和田説明員 ただいまの御質問のございました日米通商航海条約十八条の一項について御説明いたしたいと思ひます。

この条項の主眼は、特定の産業分野において少数の企業による独占、その他競争制限的な慣行が行なわれるという結果、日米両国間の通商の発展を阻害することになるということを相互に認めまして、これを防ごうというのが趣旨であります。

ガットも、実はガットの方は特に勉強して来たわけではないのですが、私たちの了解ではこれは同趣旨であると考へております。

○田中(武)委員 今申しましたやうに、友好通商航海条約の十八条並びにガット十七回総会の決定は同じ趣旨なものです。そのことは今あなたが答弁をしたやうなことです。そこでわれわれは、いわゆる外資ローンによつてひもをつけられておる。これが不公平な取引であり、独禁法違反だと言つておる。この点についてはまだ若干の論議が残つておると思ひます。その事実はあるかは認めると思ふのです。そこで条約の十八条の「従つて」以降なんです。前段はそういうことがあつてはならないというところについて意見が一致した。「従つて」以降は、そういうことがあれば締約国の一方から申し出て解決するので、こうなつておる。従つて、私はこの友好通商航海条約の十八条の「従つて」以降の動きを日本がやるべき

段階といひますか、やるべきであると思へておるのですが、これはいかがでしょうか。

○和田説明員 ただいまおっしゃいましたやうに、「従つて」以下の解釈であります。このやうな有害な影響を与え得べき事態になりした場合、各締約国は適当な措置をとるやうに協議するということであり、その前段であります。したが、ただいまの日本の石油業界の現状におきまして、私たちはこの第一条に言うところの現在行なつておるところの慣行が、この慣行に該当しない、現在の段階ではまだ該当していないといふふうに考へるのであります。が、それについては政府が判断するに申しまして、むしろその判断につきましては外務省自体でなしに、主務官庁その他が判断されることであると思ふのであります。しかし、私たちとしては、ただいまの石油業界の現状では、そこまではいってはいないといふふうに考へております。

○田中(武)委員 大臣、ちょっとあなたの中座しているときに私ちょっと外務省に聞いたのですが、日米友好通商航海条約の十八条の後段、「従つて」以降のことを今やつておるわけですが、先ほど来言つておるひもつき契約があるいは八〇%程度のシェアを握られておるというところ、そういうこと等は、いわゆる十八条の前段の事実と該当する。従つて、十八条の「従つて」以降の規定に基づいて、政府はこういう状態を除去するために交渉を持つべき段階ではなからうか、こう言つておるわけですか。そうする、外務省はそういうことが事実であるかどうかという判断は、主務官庁の通産省がなされる、こ

ういふのですが、先ほど来の論議、国際カルテルの問題あるいはひもつき契約の問題、そのことによる日本の自主買取りのできないという制限、こういうものがこの条約十八条前段の事態に該当するやいなや、これは一つ通産大臣の見解にかかつておる。こういうのが外務省の答弁でございませう。

さらに先ほど触れましたが、同じ趣旨のことが、ガット第十七回の総会において規定せられておるわけです。そういうことで、航海条約の十八条後段「従つて」の規定に従つて、アメリカに對して、そういうひもつきあるいは経済慣行の制限、こういうことについては修正除去について申し入れる用意がありやいなや、こういうことです。

○和田説明員 大臣がお答えになる前は、もう少し補足させていたいただきますが、ひもつきの契約がございまして、その契約の内容の問題でございしますが、それについて一会社がある程度支配するといった場合が、必ずしも直ちにここに言う十八条の一項に該当するものとはわれわれには考へられないのであります。まして、先ほど先生が申されましたやうに、むしろ日本に對して少数の企業が日本の石油業界を支配するといったやうな事態の場合がむしろ考へられる。従つて現在の私たちの考へでは、契約が一つ一つある、そのことにつきましては、公取委員会の方でお考えになつておる通りでございしますが、その一つだけであるならば、十八条一項はそのままで動かない、対象にはならない、こう考へております。

○田中(武)委員 あなたは専門家なんですよ。十八条をもう一べんじっくり読んでごらんない。「一若しくは二以上」

上、従つて今言つておるのは、一会社が独占しておるとは言わないのです。いわゆる外国、ことにアメリカの特定の数社、これが日本の石油業界を支配しておる。これは明らかな事実なんです。だから、一つ一つは何パーセントであつても、一または二以上が八〇%のシェアを自由にしておるわけですか。こういう状態が十八条第一項に該当しないとおあなたはおっしゃるのですか。

○和田説明員 私たちの解釈では、今申されたやうに了解しておらないのであります。現在は八〇%、一または二以上の数社の企業がそういうことを行なつておるといふ場合でも、私たちはこの第十八条の一項に該当する段階に至つていないと考へておるわけでありませう。

○田中(武)委員 「一若しくは二以上」なんだよ。それが八〇%あるいはそれ以上のシェアを握つておる。これが十八条第一項の規定に該当しないといふことはおかしい。——外務大臣の出席を要求いたします。

○佐藤国務大臣 通産省の答弁が必要のやうでございしますから、お答えします。この十八条に該当するやいなや、というところは、いろいろ議論があるが、ただいままでのところ十八条に該当してはいない、こういう考へでございします。ところでただいまの外資の契約等においてああいふいろいろな拘束を受けること、これは私本来から申して望ましいことではございませぬ。そういう意味から契約者に対しても指導する方法があるだらうと思ひます。これが冒頭に御指摘になりますやうに、

政府がもしこの事業体について十分の関心を持ち、また親切気があるなら、ああいうような外資契約を一々通さなかつたらう、こういうことになるだらうと思ひます。また私もそういう御非難は当たると思ひます。今日当初の外資を導入いたしましたものは、比較的外資を導いておると思ひますが、その後一、二の例等を見ますと、金は借りる、しかし、商売についての非常な拘束は受けない、そういうような契約をしておる例もあるわけでござい

ます。ガルフと出光の契約などは、はっきりそういう方向でございまして、最もアメリカなどがきつらうソ連原油を現に精製しているのが出光でございまして、それから、そういうことを考えますと、当初非常な弱味であつたその際の契約そのものが、相当当方にとって不平等と申しますか、そういうものはあるだらうと思ひます。ただ、私幾分か同情をするという点から申せば、先ほど来お答しておりますように、結局は外国から油を買わなければならぬ、それがシェルだろが、スタンダードであろが、特殊の原油であろが、そういうところから供給を受ける、国内ではほとんど買えないんだ、こうなりますと、お互いに相互扶助の形で比較的契約は順調に進んだだらう、こういうやうに実は思ひます。それがたいい独禁法に該当するかどうかという議論でございまして、七社だ、そういうことになると、いわゆる独禁法に直接該当するといつてやかましく言う筋でもない、かように思ひます。しかし、これはいろいろ議論のあるところでござい

ますから、その議論について私が片一方を是なりと申すわけにございませぬが、そういうことが實際問題としては言えるんじゃないかと思ひます。それからもう一つつけ加えておきたいのは、ただいまの日米友好通商航海条約の問題でございまして、これはいろいろ十八條以外にも問題の条項はあるんじゃないかと思ひます。ちやうど期限も近づいておりますので、政府としては、この条約の扱い方についていかにすべきか、ただいま検討してゐる、これもつけ加えてお答えをしておきます。

○板川委員 日米通商航海条約が改定期に來ておりますから、その際考へたい、こう言うんですが、われわれが今言うことは、この航海条約をどういふふうな結んでおるが、これを日本の現実に當てはめた場合には、こつちがまずいぞというところなんです。その通商航海条約十八條を改正して、今度は制限的な慣行なり取引なりを自由にできるように改正しろという意味じゃございませぬから、その改正しようという方向がそういう意味じゃ困るので、それからこれはガットの十七回総会と同じ趣旨ですから、世界の独禁法の態勢もそういう制限的な取引は押えている方向に來てゐるんですから、それをゆるめては困るのです。その点は誤解のないやうに。

○佐藤國務大臣 今の私の最後のことが誤解を受けておるやうであります。が、現行条約は現行条約。しかし、この条約自身について基本的なそういう問題があるというところをつけ加えたただけです。だから、將來これを変えたいか、こまめにお約束してゐるわけではございませぬ。いろいろこの条約の他の条項等についての問題の点があるので

はないか、かように思ひますので、それは別途に研究するということを実は申しておるわけでありませぬ。

○田中(武)委員 この条約の問題については、どうも外務省としては現状把握に乏しい。従ひまして、これは一参事官でなく、外務大臣の出席を求めてなお検討するということを保留いたします。

さらに、佐藤通産大臣、失礼ながら独禁法をあまり御存じないやうです。独禁法というものは、一社によつて独占することだけでなく、いわゆる寡占状態、数社によつて独占することをも含んでおるわけでありませぬ。だから、そういう点で、これは結局は公取委員長と私の議論の結論が出るまではお預けということになるだらうと思ひます。で、これはあくまでもそれぞれの契約を全部出してもらつて、それで議論を重ねていきたい、こう思ひますので、この点につきましても保留をいたしておきます。

次に、その國策会社に関連してですが、結局國策会社を必要ならばというのですが、私は必要ならばこれを作る。そうして現在八〇%ないし八五%が外國の、ソ連を除くというものがほんとうかわかりませんが、とにかく外國のシェアで握られてゐる、これを追ひ込んでいかなければならぬ。そうするたためには、どうしても國産ないし國産系といふか、ともかく日本の会社の手によつて握る油です。こういうものを主体に考へていって、少なくとも三〇%くらい自由に操作できるものを握らねばならぬ、こう思ふわけです。そうすると、ここにアラビヤ石油の問題が出てくるわけです。アラビヤ石油

を買いとる点において、サウジアラビアと契約をしてゐる。そういう契約からいろいろ議論が出てくる点があると思ひますが、それはしばらくしておきまして、結局アラビヤ石油の値段は高いのか安いのか。日本へ持つてきて外國のよその油と競争ができるのかできないのかといふことになるやうと思ひます。ここに通産省で出しておられる。

「日本石油業のあり方」すなわち「石油業法はなぜ必要か」といふものの十一ページに、アラビヤ石油は安いと書いてある。しかし、一説によると、この計算は運賃について十分の検討がなされてゐない、すなわちUSMCです。か、國際運賃レ、といひますか、これによつて計算をするときに、アラビヤ石油のものはマイナス六〇とし、一般はマイナス四〇としてゐるから安くするんだ、こういう主張がある。そういうことはともかくとして、一体日本まで持つてきて安いのか高いのか。こういうことです。

○川出政府委員 アラビヤ石油の原油の値段は、その資料によりまして、CIFで四千五百円ないし四千八百円くらいといふことで、FOBによりまして、現在の売り値は、バーレル当たり一ドル三十セントでございまして、これをキロリットル・円に直しますと、三千円弱でございまして、原油の値段といふものは、ガソリン分が多いとか少ないとか、あるいは硫黄分とか、いろいろ品質の問題がございまして、形の上に見られた値段だけでは判断できない問題もございまして、アラビヤ石油につきましては、バーレル当たり一ドル三十セントといふ値段は、國際價格並

みではないかといふやうに考へております。

それから金融の問題とか、そういう問題は別個にあるかと思ひます。

○田中(武)委員 國際匯率並みではないかといふことは、結局高くつくのですか、安くつくのですか。

○川出政府委員 國際價格並みでありませぬ。決して割高ではない。

○田中(武)委員 結局國策会社を作つた結果、日本人の手で握る油、これを主体として考へていって、十分やれるという結論になるわけですか。

○川出政府委員 値段の点についてはそう思ひます。しかし、製油といふことになりまして、一つだけの種類の油でできないわけではございませぬ。これはどこの油でもそうでございませぬが、いろいろ製品を作る場合には配合の問題があるかと思ひます。

○田中(武)委員 それじゃ、アラビヤ石油の油は配合の問題もあつて、一がいに言えない、そういうことだらうと思ひますが、一般ではアラビヤ石油の油は高いんだ、従つてこの法律はそういうことを考慮しながら作つたんだといふ非難がある。その根拠としては、私はここに持つてきておられますが、サウジアラビア王國政府とアラビヤ石油の間に結ばれた石油利権協定、この利権協定が、——なるほどあとから出ていって掘り出してもあらうんだから、ある程度今までの米英系の結んだものよりか損だといふか、ある程度の契約を結ばねばならぬ、そういう事態はわかるのです。しかし、それはたとえば五〇%渡すやつを五六%だ、あるいは六〇%だといふことは、これは量の關係なんです。量と質という言

業を使いますが、量という点において、ある程度一般に今まで結ばれたやつより不利な協定を結ばなければならぬという実情はわかる。

〔委員長退席、松平委員長代理着席〕

しかし、ここにアラビア石油を中心としたこういう利権協定の中で質的な転換が行なわれてきておる。それが第五條の一貫操業の問題なんです。しかし、これはいろいろ考え方があると思う。すなわち今まではいろいろ現地だけで片づけておった。このFOB段階において進んでおった。しかし、今回は一貫性がどこまでも追いかけてきておるという格好になっておる。しかし、これは先に行った米英がそういうことでFOBの段階において打ち切ることにしておいて、どんどん子会社を作っている、うまいことをしたというか、そういうことかといえ、こういうA諸国から日本が信用というか信頼される一つの原因になるんじゃないかと思うのです。一貫操業の思想というものは、たとえばアラビア石油がいろいろなことをかきやるならば、そこまでついてくるという、こういう問題についてどうも割り切れないというか、少し質的な転換が行なわれたというところで変わったという感じを受けておるのですが、これについてはどういうように考えておられますか。

○川出政府委員 ただいま御指摘になりましたように、アラビア石油がサウジアラビアと協定いたします際は、非常にアラブ民族意識の高揚しておった時期であります。スエズ動乱のあとでもあったわけでありまして、従来欧米諸国との協定は、アジア

諸国の一員とも協定をしたいというところも一つの動機であったように聞いております。しかし、その際に大へん激烈な競争が行なわれまして、アラビア石油が協定の成立に成功したわけでありまして、そういうような背景のもとに聞いて、従来、たとえばアラビアでアラムコが一九三三年、昭和八年でありましたが、当時結んでおりました協定に比べると、いろいろ不利な点がございまして、先ほど御指摘になりました利益の五六%というの、従来は五〇%でありました。その点も不利であります。それから先ほど御指摘になりました操業を一貫した場合、この利益配分が、FOBと申しますか、採油の段階ばかりでなくて、以後の段階までも及んでくるということは、確かに形式上不利な点ではないかと思ひます。しかしながら、現在アラビア石油は掘る段階を考へておるわけがございまして、以後の計画その他を考へておるわけはございませぬので、実質上は私は実害はないというふうに考へております。

○田中(武)委員 この一貫操業という規定を厳格に考へた場合は、アラビア石油が独自の立場からやればどこまでも追いかけてくる、だがアラビア石油の手を離れたときにはそこで切れるのだ、こう思ふのです。そうするならば、かりに国策会社を作って買収したとすれば、この一貫操業の思想はそこで切れるわけですね、いかがです。

○川出政府委員 その通りでござい

○田中(武)委員 実は利権協定は幾多の問題を持っております。私実はいろ

言わない方がいいんじゃないかと思へる点もありますから、それは一つ後日大臣と二人のときに十分申し上げることにしたいと思ふのですが、これはいろいろ考え方によって解釈も変わってくるのです。たとえば雇用の問題等についてもあります。現地においては七〇%以上現地人を使う、あるいはこちらとか、いわゆる現地以外の場所においては最低三〇%の人を使うという、そうするとアラビア石油が日本人に製油所等を作った場合には、現地人、いわゆるアラブ人ですか、これを三〇%以上使わなければいけない、こういうことはちょっとおかしいじゃないかという見方もあり、同時にそのことによつてなお一そう技術提携というか、そういった援助にもなるのだという解釈もあるわけですね。この問題等についてはいろいろ解釈もありまして、実は私の手元にはこの協定を結ぶときの政府の訓令に対する現地の交渉状態の報告、あるいは山下社長が向この財政経済大臣に入れた確約書等々ありますが、これはガリオア、エロア等の外務委員会ではありませんので、私はそれをきょう発表いたしません。しかし、今後の審議の過程において必要ならば出したと思つております。

この点もちょっと保留しておきます。時間の関係もありまして、これはやめたのではなしに、保留ということにしておいて、次に進みます。

今度は時間の関係で具体的な法案に入つていきたいと思ふのですが、一番最初申しましたように、これは石油業法、しかもこれが総合エネルギーの政策の立場に立つておると大上段に振るかぶつておられるが、これはちやんな

ものである。われわれの考え方を申すれば、なお十分である。それは先ほど申しましたように、石油というもの、探して、掘って、運んで、製油して、製品に作って、販売するといふ過程のうちの、半分から先だけを規定しておるわけですね。だからこれは中途半端だ、こう言うのですが、それはそれとしておきまして、この間私が、一体大上段に総合エネルギーの立場に立つて、こうおっしゃるが、そういう立場がこの法案からにじみ出ていないじゃないか、こう申しました。そうしますと、言ひます。なるほど、「石油並びに他の燃料及び動力源の需給事情、石油資源の開発状況その他」云々とある。この条文があるからといって、大乗的見地とはいえない。ということ、この法案で先ほど申しましたように、製油所の許可を与える、そうすると、それに対する計画を大臣に報告する、あるいは輸入業者は輸入計画を大臣に届け出なければならぬ、こういう規定があるのです。それではここで需給計画を立てるにあつて、このどっちが先にいくのか、たとえば輸入業者が輸入計画を立てて報告してきた、あるいは製油業者が認可を前提とするが、それを報告してきた。それによつて三条による石油需給計画を立てるのか、あるいは石油需給計画を立てるのか、あるいは石油需給計画が立てられ、その範囲内において輸入なり、あるいは製油というようにいくのか、どっちが頭でどっちが尾なのかを開き

たい。

○川出政府委員 この石油業法の運用の一つの大きな基本は石油の供給計画

積み上げたものではなくて、経済の見通し、国内のエネルギーの発達の状況その他を勘案いたしまして審議会に於て政府が定めることにしておるわけでございます。

○田中(武)委員 審議会に於てきめるといふのは、この条文にあるんだ。その需給計画を定めるその審議会の答申によつてそれはきまるわけでしょう。その需給計画からいって、その製油の認可あるいは製油の計画、これは届け出るということなん

○川出政府委員 供給計画を作ること

○田中(武)委員 まず政府がこれは大

たは下落するおそれがあるという解釈
しております。

○田中(武)委員 提案理由ではそう
なっているけれども、この法律は、こ
れは鉱山局をつかまえて私の好きな法
律論をぶつても仕方がないので、必要
があれば法制局を呼びますけれども、
どんなに読んで、ここは切っている。
上がつたり下がったりとは読めない。
あなたも行政科の試験を通ったの
でしょう。それなら、あなた、少なく
とも基礎法はやっておるはずなん
です。どんなに読んでおるはずなん
ですよ。これも一つ保留しておきましょ
う。

○佐藤(善)政府委員 ちょっと私の説
明が足りなかったと思いますけれど
も、下落するおそれがある場合に当然
に不況カルテルを結ぶという問題じゃ
ない。下落しても不況カルテルの要件
が備わらなければ不況カルテルは結
ぶ場合には独禁法の手続によつてい
く、従つて、この法律だけでは、私
の方では何とも申し上げられない、こ
ういふ立場であります。

○田中(武)委員 そういふような手続
をするのは、それはいいんですよ。し
かし、この条文は、あくまで標準価格
を出せば不況カルテルを結ぶことを期
待して出すということ、それを言った
わけですよ。不況カルテル自体を産
省が結ぶという命令じゃないけれど
も、期待したものをしようというの
ねらいなんだ、はっきり言って。そ
うじゃないとは言えないでしょう。そ
ういふことを言っているわけだ。
それじゃ飛ばしまして、附則に入り
ます。附則の四条ですが、ここにいわ

ゆる再検討事項なるものが入つておる
わけですよ。この入りまじいきさつ
は、国会では言いにくいかもしれませ
んが、われわれも承知いたしておりま
す。これは一時、時限立法にせよとか
必要ないとかいふ意見に対して、そ
れではという妥協の結果、これがあ
つた。入つたことは了解をいたして
おりますが、こういふおかしな再検討
事項というものはないんですよ。第四
条をちょっと読んでごらんない。緩
和又は廃止の目的をもって云々と
なつてゐる。この法律は、生まれるに
あたつて、とにかく殺されるからんば
にせられるか、そういう方向で検討し
ようという規定を持つてゐる。健全に
育てようという意思はない。従つて、再
検討事項ははずすか、もし入れるなら
ば、すなわち経済事情の推移によつて
は強化をする必要があり、あるいは緩
和する必要があるかもしれない、廃止
の必要があるような状態のときは廃止
してもよろしい、しかし、初めから「緩
和又は廃止」というそういう項目を置
こうとするのは、生まれた子をいつか
殺すぞ、あるいは片ちんばにすぞ、こ
かたわにさすぞといふことを宣言して
子を生まうものだ。そんなこと
を、通産大臣、あなたの所管から出
てくるのに——法律を生もうとする
ときに初めからこんなものを入れるの
はおかしいですよ。あるいは、あくまで
経済事情の推移に応じてというのな
ら、強化もしくは緩和あるいは廃止と
いふ書かなければならない。しかし、
そうなら書かない方がいい。それ
では、大臣はどうにもならぬと思
いますから、これはこちらで考えま
す。附則の四條ですが、ここにいわ

しまったのだが、まあ一つ答弁してい
ただきたい。

○川出政府委員 ただいま先生に御指
摘を受けた次第でございますが、おっ
しゃる通りに、緩和または廃止の方向
でもって検討するということで規定し
たわけでございます。

○田中(武)委員 まだ質問はたくさん
あるのですが、もう一時を回りました
ししますから、きょうはこれで終わ
ります。しかし、委員長に申し上げます
が、私先ほど来だいたい保留してお
りまして、この法律に対する私の質
問を終わつたのではないということ
を申し上げておきたいと思ひます。

それから一つ、佐藤大臣ともあろ
う人が、法律を出すときにはもつと自信
を持って出してもいい。この法律を
出すのに踏み切つたことには、佐藤大
臣相当なものだといふ批判もあるで
しょう、これはいい意味で。ところが、
再検討事項を入れたことによつてへ
びり腰になつてしまつた。こんな自信
のないことかといふこと。——これ
じゃ将来の佐藤内閣に關係しますよ。
それだけ申し上げまして、きょうはこ
れで終わります。

○松平委員長代理 それでは午後二時
まで休憩いたします。

午後一時八分休憩

午後二時三十一分開議
○早稲田委員長 休憩前に引き続き会
議を開きます。

石油業法案を議題とし、質疑を続行
いたします。中川俊思君。

○中川委員 この石油業法につきま
しては、すでに私の質問せんとされてお

点について、ある程度田中委員より御
質問があつたようでございますので、
私は重複を避けてお尋ねいたします。
思ひます。

立法上の疑義の点については田中委
員から質問がございましたが、田中委
員から指摘されましたように、この石
油の問題については、国際石油カルテ
ルが結成されておる關係上、独禁法と
の抵觸の問題がかなり生ずるのではな
いかと実は心配いたしております。現
に生じておることもあるのではないか
と思ひます。この点については一つ通
産省としても十分に留意をしていただ
きたい。このことだけを申し上げてお
きます。

そこでまず、この石油業法を作らな
ければならなかつたという点でござ
います。本来ならば業界が国民経済的
観点に立つて自主調整を行なうべきで
あつた。そうすればこの種の立法は必
要がなかつたのではないかと思ひ
ます。このみづから業界が対策を
立て得なかつたことは、私は業界の恥
辱だと実は心得ておるのでございま
す。同時に、従来外貨の割当もして、
みづから日本の石油業界を指導して
おつた政府当局においても、屋上屋を
重ねるようなこの石油業法を立法せざ
るを得なかつたといふことは、行政指
導が足りなかつたのではないかと
点も反省をされる面があるのではない
かと思ひます。そういうことを言
つてみたところでやむを得ませんが、私
は午前中もちょっと田中君の質問に関
連をして申し上げましたように、これ
から私がお尋ねをする点については、
何も通産省だけの責任ではない、特に
通産大臣だけの責任ではないと思ひま

すから、通産大臣は一つ謙虚な気持で
お答え願ひたい。私は決してここで大
臣に対して意地悪をしようとか、いや
な質問をしてどうとかいふ気持は全然
ございません。まじめな気持で日本の
石油界の将来を考えるべきだと私は
思つております。そういう考えを持つて
質問を続けるつもりでございますから、
どうぞそのつもりで大臣も率直にお答
えを願ひたい。午前中も申しました通
り、今日までの政府全般の責任であ
り、われわれにも責任があるのですか
ら、そんなことを今さらかれこれ言
つてみてもしょうがありません。これま
でのことはやむを得ないとして、今後
どうするかといふことについてお尋ね
したいと思ひますので、どうぞそのつ
もりでお答えを願ひたいと思ひます。

まずお尋ねをいたしますが、政府
は、いよいよ今年の十月を期して貿易
の自由化を八〇%やるとか九〇%や
るとかいうことを言つておられる。し
かし、貿易の自由化も、午前中も私が申
し上げましたように、日本の産業界を
温室で温存しておくことは、将来世界
各国と貿易上の点において競争するゆ
えんではございせんから、為替の自
由化をやつて、世界のどここの国とも競
争できるだけの素地を作ることはもち
ろん必要だと思ひますが、日本の産業
界は、産業構造がきつて小きく脆
弱でございまして。従つて、これを一
に貿易自由化といふ大海の中に投げ込
むことになりまして、立ち行かなくな
る産業がかなりあるのではないかと
思ひます。その一つは、やはり今問題
になつておる石油である。つまりそ
ういふことになりまして、日本の石油産

可能であるかどうか。必要な事業はわかっていても、なかなか資金的に出せないという場合もあります。そういうこととあわせて、現状としてはやむなく一カ月程度のいわゆるほんとうの運転的な原材料程度でございませう。将来さらに経済的なめどがついたり、あるいは国の必要から何をおいてもこれはぜひやるんだということになると、またそれは変わってくるだろうと思ひますが、私も、一般産業のあり方から見まして、必要なものは違ひありません。しかし、それが多ければ多いほどいいという考え方に落ちざるを得ない。たとえば鉄鉱の原鉱にいたしましても、そうたくさんはなかなか持てない、そういうところとあわせて考えざるを得ない、こういう状況でございませうから、今必要だと申しまして、業者自身はなかなか持てない。それでは今度政府の資金でたくわえる。それにはまだ政府自身も財政的ないろいろな条件がございませうので、それらと勘案してきめざるを得ない、こういうことでございませう。

○中川委員 局長、この間あなたの申しました、民間の業界に貯油を義務づけるというのは、この法文のどこにありますか。

○川出政府委員 石油業法案には貯油の規定はないわけでございます。

○中川委員 法案にはありませんが、政府はそういうふうな考えておつて供給計画を立てる。供給計画を立てる以上は、やはりこのくらいストックは持つていなければならぬだろう、お前石油業者はこのくらい持つて、こういうことをお考えになつてゐるのじゃないですか。

○川出政府委員 ただいまの業界の力では、現在以上の貯油をするというところは非常に困難な状態ではないだろうかと考えておりますので、その辺は少しでもよけいストックしてゐる方が、非常の場合に備える意味では確かにいいと思うのですけれども、業界にそれを強く要望するということはない、これはたしていいわけでございます。

○中川委員 大臣、局長が今お答えのように、民間では力がないですよ。それならば、ひょっととスエズのような問題が起つたときに、たちまち日本は困つてしまふ。この前、御承知の通りスエズの問題が起つたときに、日本ではすぐ道産省で石油業法をいじり始められたけれども、早くスエズ問題が片づきましたからその必要はなかった。イギリスでも同様の措置をとつた。そこで私は、この石油というものは日本の産業のかたきであつて、もう一日もゆるがせにすべからざる重要な資源である、この資源がとまつたときに、一体道産省は平素どういふ措置をとつておいたならば、そういう場合に支障のないようにできるか。そういうことを道産省があらかじめ平素考え、施設をなさるべきだと思ふのです、それはどういふふうにお考えになつてゐるか、その点について伺ひたい。

○佐藤國務大臣 先ほど基本的な考え方を申しましたが、ただいまそこまでなかなか力が及んでおられない。国内の場合でございませうと、やはりそういう場合は国内資源にたよらざるを得ない。石油にたよることができなければ、石炭というふうなことになるから、石炭というふうなことを得ないだろつと思ひます。もちろん、外国の例等を見ましても、価格の決定いかんでは、その国に相当の備蓄を持つ国がございませうし、また国によつては政府が備蓄を命じてもなかなか持ち得ない、欧州の国にもそういう例が幾つもあるのだから、これはやはりいろいろの場合を考えて、大事な石油でございませうから対策を立てる、これは御指摘の通り、必要なことだと思ひます。その通りでございませうが、必要なことはわかつていても、立ち得る場合となかなか立ち得ない場合とある、こういうように私は考えているわけでございます。ただいま事態を軽く見てゐるわけではございませう。しかし、今の力とすればやむを得ない状態ではなからうか、かように思ひます。

○中川委員 佐藤さん、それはちやうと無責任ではありませうか。それでは納得できないのです。そういう場合には、やむを得ない国内の資源にたよらなければならぬ、国内の石炭にたよらなければならぬとおっしゃるけれども、国内の石炭は五千万トンといふふうにくぎづけであつて、私が石炭対策委員会でも、何も五千万トンに拘泥する必要はないじゃないか、さらに六千万トン、七千万トン掘つたらいいじゃないかと言つたときに、大臣は、五千万トン計画でやつて、これを踏襲するつもりだと言つておられた。その五千万トンは、すでに石油の五千万トン、五千万トンといふものはノーマルに使われている。現在石油がびしょつとまつた場合に、国内の石炭を持つてきてやるといつても、石炭は使う道がきまつてゐるから使えない。——やむを得ぬでは、政府として、たとえばそういう場合に、汽車もとまる、電車もとまる、新聞も発行できない、テレビも見られない、ラジオも聞かれないというふうな場合には、これはどうも国内の石炭にたよらなければならぬが、石炭は手一ぱい使つてゐる。そうすると、苦しいけれどもがまんしてくれ、汽車も乗れないけれどもがまんしてくれ、テレビも見れないけれどもがまんしてくれ、これという結果になるではないかと思ひますが、どうでしょうか。

○佐藤國務大臣 それは今申しますように、道がなければそういうことでしよう。けれども、それではただいま備蓄しろといつても、それはすぐできるわけのものではございませう。それを実は申し上げてゐる。だから、そういう事態に対応する心がまえがあり、そういう場合にはどこからセーブしていくとか、まず第一はどういふものを減らしていくといふことを考えるのが必要だとすれば、いわゆる総動員計画を平素から持つてゐることで、私どもはそういう考え方は進んでおりません。今の事態そのものを急迫したように考へておられない、こういうことを先ほど来から申し上げてゐるわけでございます。

○中川委員 どうも私はそこがわからないわけだ。むろん動員計画をもつて戦時のようにどうせといふものではありませうけれども、この間長谷川君もその点を御質問になつておつたようでありませうが、ある程度の備蓄を政府は考へておくべきではないかと思ふのです。政府で現在できないならば、私はできる方法があると思ひます。たとえば道産省の中でもすでにこういう向きを考へておられるところがあると思ひますが、エネルギー公団みたいなものを作るとか何らかして、その備蓄の点も考へる方法があるではないかと私は思ふ。どうもできないならばその場合はしようがない、動員計画みたいなことをやるわけにはいかぬからといふので、産業界の大元締めである道産省が、そういう場合になつたら、まづくらになつてもしようがないといふことではちやうと困るのです。

○佐藤國務大臣 少し議論が飛躍して過ぎておるではないかと思ひます。ただいま一カ月分くらいのもものは絶えず持つてゐるわけではございませうが、それが一体どういふ事態が起るのか、どこから一切来ないといふような事態を考へるのか、あるいは一部は来るといふことを考へられるのか、そういうこともあるだろうと思ひます。私は、今申し上げたように、一カ月で十分だと実は申してゐるわけではございませう。しかし、その一カ月はふやせと言われるが、それはそう簡単にふやせといふことを申し上げた。だから、議論しておられますのは、一カ月をもつとたくさん持つてゐるが、それでは何カ月持つてゐるが心配なしなのか、そういうことになりませうと、どうもそれは問題外じゃないかといふことを実は私申し上げた。たとえば、今言われませうに、特別な買取権を持つて、それが貯油義務を持つたのだ、こういう構想はどうだとおっしゃるならそれはまた別ですが、外国から来なくなつたらどうするのかわかると、外国から来なくなつたらどうも手がつけようがないといふようにお答えする以外に方法がないと思ひます。だから、議論の

ておるわけでございます。石油産業につきましては、設備をするのが足らなくて、金をつけて大いに設備を奨励するというような現状ではございませんで、最近では設備の拡張競争が、自由化を前にして、むしろ非常に行き過ぎておるといふくらいに環境にございまして。そうなりますと、むしろ稼働率も低下いたします、精製コストも上がるといふようなことがございますから、供給計画に照らしまして、むしろ設備を計画的に作っていくというふうな運

用していくというように考えております。それが現状でございます。

○中川委員 計画的に作っていかれる、それでけっこうですが、計画的に作るなどいっても、業者は計画的に作ります、自分の商売のことですから。ただ、作る場合に相当な金を要する。その金の計画は、この業法には全然裏づけがないのですかというのを聞いておる。

○川出政府委員 その問題は法律にはもちろん規定がございせんし、市中金融なり、あるいは外資ということも考えられます。一般の調達でまかなっていくということに現状ではなるかと思ひます。

○中川委員 そこは民間企業でございますから、政府が一から十まで一々みなめんどろを見てやるということもできないですけれども、そういうところに私は日本のすべての法律の欠陥があると思うのです。考えてごらんください。今だって政府は設備は大きくするな、金は出さぬぞと言つて、金融機関を締めつけていく、民間にはなるべく金を出させないように——とにかく池田内閣になつて、過大設備をやりに過ぎて今日のような状態になつたから、閣議でしばしば設備はもうこれ以上大きくしないで、大きくしないぞというのを申し合せておる。設備はやらさぬようにして、金は出させぬようにして、この精製業がこれから設備を大きくしてやていこうという場合に、八方から締めつけておつて、お前の力でやれるだけやれと言つて、少し無理ではないかと思ふのです。

そこで一つ考えてもらわなければならぬのですが、局長は今設備が

余つておるからそんなことをせぬでもいいとおっしゃるかもしれないけれども、とにかく石油の需要というものが急ピッチで伸びておりますから、今の余剰設備というものはこ半年足らずして、あるいは一年足らずして足りないような状態になるかもしれない、ならなければいけません。ならぬに設備はある程度でもいいというところになれば、また石油業界も一息つくだろうと思うのですが、そういうふうにならなかつた場合には、非常に苦しい状態に追い込まれる。非常に高利の金を使わなければならぬとか、あるいは外国資本がまたそこに入つてきて、それでなくても国産資本、国産石油が圧迫されておるときに、一その苦しさを味わつて、八方から羽がし締めるようになる結果を招かないか、そこを心配するのですが、それをどう考えますか。やはりこういう法律を作つて施政をやる以上は、少なくとも三年や五年先のことを考えてやるべきだと思ふ。今は精製の余力があるから心配はないとおっしゃるけれども、こんなに急ピッチで石油の需要が伸びてやつておつていかにどうかということですよ。その辺はどう考えるか。

○川出政府委員 先ほどお答えしましたように、石油の精製業につきましても、実は市中にまかしておるわけでございます。増資なりあるいは市中銀行からの借り入れなり、それから最近では外国からのローンという点が活発にやられております。外国からのローンにつきましても、従来よりも外資の認可の際に厳重に審査をして、その条件

等について検討を加えることにいたしております。これはほかの産業と同じように、やはり今後も市中調達ということが中心になるかと思ひますが、財政投融資の面等についても今後研究してみたいと思ひます。

○中川委員 あなたは今後大いに研究してみたいとおっしゃるけれども、この業法が国会を通過するとしますと、やはり法律として公布されるのですから、そうしますと、そういうことは將來考へよう、とりあえずこの法律を出したのだというわけには参らないのです。法律の適用を受ける方の身になりますと、そういうわけにはいかぬ。だから、そういうことであるならば、石油の自由化をもう少し繰り延べて、この石油業法はもう少し研究されてからでもいいのじゃないかと思ふのです。どうですか。

○佐藤國務大臣 ただいま申し上げますように、今の業界自身とすれば、資金的にどうこうということとは比較的な業種であります。しかし、私考へますのに、どうしても業界が、これは必要な事業でございしますから、そういう意味で低利な資金がほしいとか、そうでなくては工合が悪いとかいうことになれば、当然財政資金等で資金ワクもちようだと思います。これは可能なことだと思ひます。ただいまそこまでの用意はしてございせんけれども、そういう意味では、将来の問題として、今局長が申しますように十分検討して参りたい、かように実は申しておるわけでございます。ただいまの状況で、いかにこれがそこまでなければ一切いかぬのかどうかということになるかと、まあこれでやつていけるのではな

いかというような感じを実は持つておるわけでありませう。

○中川委員 どうもちょっとわからないうのですが、私は、こういう業法がでます以上は、供給計画を政府は立てて、そうしてそれがいろいろな事業な何なりするわけですから、そうする以上は、やはり資金の面においても政府がある程度の責任を持つてめんどうを見てやるという親心があつてしかるべきではないかと考へて、お尋ねしておるわけでありませう。この点も私はまだふに落ちませんから一応保留しておきますが、政府でも十分にお考へ願ひたいと思ひます。

それから第十五条の標準価格の問題であります。これもこの間、局長の御答弁でしたか、何らの拘束力がないというところで、午前中も田中君からお話があつたというふうに記憶しておりますが、拘束力のない標準価格をいたずらに指示してみたところで、業界がこれに従うかという非常な疑念がある。

それから罰則等については、定めるものとすると書いてあると思ひますが、およそその種の統制法——統制法と言つておしかりをこうむるかもしれないが、一種の統制法なんです、統制法に罰則を伴わないというのはおかしい。罰則のない統制法というものは、大よそざる法もざる法、ひどいざる法だ。これは一体どういふふうに考へておられるか。それから罰則については、事務当局で大体草案があるならば一応それ提示してもらはないと、罰則がなければこんなものは作つてみたところでも何にもならない。ですから、それをどういふふうに考へておられる

すか。

○川出政府委員 この石油業法につきまして、許可とか認可とかいう規定に関する法的な拘束力のあるものにつきましても罰則が設けてございまして、二十二条より二十五条にわたつて罰則の規定を置いてございませう。

○中川委員 罰則の軽重については、後ほどまたなにするかといひまして、とにかく今の標準価格の問題、それからさらにこの審議会の構成もよほど慎重にやつていただきたいと思ひます。これは、この種審議会の答申がまだかつて完全に実施された覚えがございせん。答申というものは、ほとんど無視されておる例が非常に多いのです。いたずらに審議会を作つてみたところで、結局事務当局の案ですから、これは審議会に出できた人が事務当局の案に基づいていろいろなことをやつていけるのですから、なるべくそういう屋上屋を架するやうなことはできるだけやめていただきて、実質本位に運用していただきたい。このことを特にお願ひをしておきたい。

それから午前中も話があつたと思うのですが、この買取機関については、今のところは、政府は全然そういうことは考へておられないのですか、もう一度お答えを願ひたいと思ひます。

○佐藤國務大臣 午前中の質疑にお答えした通りでございまして、ただいま慎重に政府は検討しておるという段階でございませう。

○中川委員 これは非常に重大な問題でございしますから、慎重に御検討になつておるのとはごもつともだと思ふのですけれども、しかし、この点はやはりこの石油業法が成立する前に一つ

いうものに金を出さないという先入見があるために——通産省は大蔵省に比べて折衝されたと思うのですが、大蔵省がなかなかかきかない。だから、これは大蔵省の頭、ひいては政府全体の頭をたたき直さなければだめなことだと思ふのです。あなたが通産大臣でいらっしゃる間にこの悪いくせを日本政府としては直さないと、今後だれが通産大臣になっても、あなたの時代にできない、今後できないかもしれない。これは大きな問題ですから、その探鉱費にうんと政府が金を出す——これは通産当局としては相当に要求されたのだと思うのですが、それでも要求する額は非常に少なかつたんだろふと思うのです。ことしの予算で認められた探鉱費はたしか二億円だつたでしょう。どのくらい言つて、二億円認められたのですか。

○川出政府委員　一億五千万円でございます。これは天然ガスでございます。

○中川委員　そこで大臣にもう一つお願いしておくんだが、きのうも午前中ですか、田中君が言つておられたと思うのですが、私は日本にはまだまだ膨大な石油資源があると思ふますから、

これは通産省で現在どういふふう考
えておられるのかお聞きたいので
すけれども、私は膨大な石油資源も
ある、また飛躍的増産が期待される天然
ガスもかなり未開発の状態でおかれ
ておると思うのですが、これはどうな
るすか。

○川出政府委員　現在確認されてお
ります石油の埋蔵量は、約七百万キ
ロリッターくらいでございます。先ほ
ど中川先生からおっしゃったあれでござ

精製施設は、どのくらいの能力にずっと大きくしていくのか、それに所要の大体の資金計画ですね、これだけのものをぜひ一つ出してもらいたいと思います。

○川出政府委員 できるだけ御要望に沿いたいと思いますが、ただいまの御要求の中で、今後五年ないし十年に必要な石油の需給の見通しというのはできませんが、その供給別、どの国からどれだけ買うという見通しはできないと思います。そのときに買うわけでございますので、それから新油田もどんどん開発されることをございますし、そのデータはできないと思います。そのほかのものにつきましては、できるだけ御要望に沿った資料を作ってみたいと思います。

○久保田(農)委員 今の点についてですが、やっぱり問題の焦点は、供給源を国別なり何なり、大きな観点からどうやっていくかということにこの法案の調整の一つの大きな目標があると思うのであります。一国にはかり、たとえば、アメリカならアメリカに片寄るようになるのかあるいはイギリスに片寄ることになるのか、アラビアに片寄るのか、ソ連に片寄るのか、国内産に重点を置くかという、これらの全般の調整がやはり結局的には一番問題になるだろうと思う。従いまして、通産省がこの法案を適用する以上は、国別はおれの方は考えないのだ、総量さえ確保できればいいのだというばかな話はないと思う。従いまして、ある程度はそういう点についての、はっきりした見通しはないかしらぬが、一応既往のこの程度という見当は、今の実勢なり何なりから、つくのじゃないかとい

うふうに思うのですが、この点はどうなんですか。

○佐藤國務大臣 ちょっと久保田さん、御無理ではないかと思うのですが、ソ連から幾らかあるいはアラビアが幾らか、イギリスが幾らか、アメリカが幾らかということは、ちょっと無理なように思います。ただ、総量が幾ら要るかという計算は立ちますし、そうすると、今までの実績その他もございましょうし、あるいはそれぞれの供給能力というものもございましょうから、その辺で一つ御判断願うことにして、国別までは一つ差し控えていただきます。御了承願いたいと思います。

○中村(幸)委員長代理 次会は明二十九日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十九分散会

〔参照〕

自転車競技法等を廃止する法律案
(田中武夫君外十一名提出、衆法第一七号)に関する報告書

競輪等の廃止に伴う特別措置に関する法律案(田中武夫君外十一名提出、衆法第一八号)に関する報告書

自転車競技法及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二五号)に関する報告書

豪雪地帯対策特別措置法案(寺島隆太郎君外百名提出、衆法第二九号)に関する報告書

(別冊附録に掲載)

昭和三十七年四月三日印刷

昭和三十七年四月四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局